

新市まちづくり計画 【修正箇所比較資料】

第2章

1 新市まちづくりの基本理念

「“地域力”が奏でる“都市力”の創出」

これからの新しいまちづくりは、従来にも増して、「地域自らが考え、地域自らが取り組む主体的な地域づくり」を進めていくという視点が求められています。

そのためには、地域が持つ地域資源を再確認し、その地域の歴史や特性を最大限に活かした取組みを展開するとともに、人々の価値観や社会経済の変化など、様々な環境に対応した取組みが必要となってきます。

また、これまでの市町村は、現在まで、それぞれが持つ特性や立地条件を踏まえた様々なまちづくりを着実にやってきており、多様性、個性を創出しています。貴重な地域資源を育み、長年にわたって積み重ねてきたまちづくりの成果が、現在の姿となってこれまでの地域の人々の暮らしを支えてきました。このため、このまちづくりの成果を尊重しつつ、南九州の拠点都市として、時流に応じた新たな歴史を刻みながら個性を創出する「地域らしさ」を重視したまちづくりを展開していくことが必要です。

一方、新市全体で資源や施設を共有し拠点的機能を分担・連携する中で、「都市力」をレベルアップし効果的に発展していくためには、魅力の高い都市機能を充実させるとともに、新市内の連携・交流を促進する快適で利便性の高い社会基盤の整備・強化が必要です。

このようなことから、それぞれの地域やコミュニティの特性を活かしながら 10 万人都市のポテンシャル（潜在力）を最大限に発揮し、これらのネットワーク化により新しい価値を創造していくという方針のもと、「“地域力”が奏でる“都市力”の創出」をまちづくりの基本理念（基本的姿勢）とします。

地域力とは…

地域の自然や歴史文化というような財産と特性を踏まえた地力（本来持っている実力）のこと。

都市力とは…

類似の資源が集まることによる規模拡大の効果の発揮や異なる資源が融合することによる相乗効果の発揮によって、都市としての魅力が向上すること。

この基本理念には、次のような 4 つの視点が含まれています。

「地域力」を育み新しい地域創造をめざす

新市を構成する“まち”には、そこで生活を営んできた人々によって長年受け継がれた伝統や文化が形成され、地域の特性として醸成されてきました。また、新市は、面積が広く甕島区域を有するなど多様な地域特性を持つ自治体となりますので、地域特性を活かした多彩な価値を有する「地域力」の向上を図ります。

「都市力」を最大限に発揮する

魅力の高い都市機能を充実させるとともに、新市内の連携及び市域外との交流を促進する快適で利便性の高い幹線道路の整備や効率的な公共施設の整備など、生活・産業基盤の整備を図り、都市機能が強化された一体感のあるまちの醸成に努め、さらに 10 万人都市の魅力を最大限発揮できるまちづくりを展開します。

市民参画によるまちづくりを進める

市民と行政が同じ目標・視点に立ったまちづくりを進めるため、必要な情報を共有できるように情報公開を積極的に進めるとともに、市民の意見や意向を幅広く吸収し、施策運営に反映させる広聴の充実に努め、市民参画のまちづくりを進めます。

行財政運営の効率化を進める

新市は約 10 万人の都市規模となることから、行政組織のスリム化等による効率的かつ健全な行財政運営を行い、多様化・高度化に対応した行政サービスの充実強化を図ります。

【変更】P12,13

第2章

1. 新市まちづくりの基本理念

「地域力」が奏でる「都市力」の創出

これからの新しいまちづくりは、従来にも増して、「地域自らが考え、地域自らが取り組む主体的な地域づくり」を進めていくという視点が求められています。

そのためには、地域が持つ地域資源を再確認し、その地域の歴史や特性を最大限に活かした取組みを展開するとともに、人々の価値観や社会経済の変化など、様々な環境に対応した取組みが必要となってきます。

また、これまでの市町村は、~~現在まで~~それぞれが持つ特性や立地条件を踏まえた様々なまちづくりを着実に行ってきており、多様性、個性を創出しています。貴重な地域資源を育み、長年にわたって積み重ねてきたまちづくりの成果が、現在の姿となって~~これまで~~地域の人の暮らしを支えてきました。~~このため~~このようなまちづくりの成果を尊重しつつ、南九州の拠点都市として、時流に応じた新たな歴史を刻みながら個性を創出する「地域らしさ」を重視したまちづくりを展開していくことが必要です。

一方、新市全体で資源や施設を共有し拠点的機能を分担・連携する中で、「都市力」を向上させ~~レベルアップ~~し効果的に発展していくためには、魅力の高い都市機能を充実させるとともに、新市内の連携・交流を促進する快適で利便性の高い社会基盤の整備・強化が必要です。

このようなことから、それぞれの地域や地区コミュニティの特性を活かしながら 10万人都市のポテンシャル（潜在力）を最大限に発揮し、~~これらが連携することのネットワーク化~~により新しい価値を創造していくという方針のもと、「**地域力***」が奏でる「**都市力***」の創出」をまちづくりの基本理念（基本的姿勢）とします。

この基本理念には、次のような4つの視点が含まれています。

地域力・・・地域の自然や歴史文化というような財産と特性を踏まえた地力（本来持っている実力）のことです。
都市力・・・類似の資源が集まることによる規模拡大の効果の発揮や異なる資源が融合することによる相乗効果の発揮によって、都市としての魅力が向上することです。
地区コミュニティ・・・人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域のこと、関係市町村の65地区（現小学校区・地区）を指します。

「地域力」を育み、新しい地域創造をめざす

新市を構成する“まち”には、そこで生活を営んできた人々によって長年受け継がれた伝統や文化が形成され、地域の特性として醸成されてきました。~~また、~~新市は、面積が広く甕島区域を有するなど多様な地域特性を持つ自治体となりますので、地域特性を活かした多彩な価値を有する「地域力」の向上を図ります。

「都市力」を最大限に発揮する

魅力の高い都市機能を充実させるとともに、新市内の連携及び市域外との交流を促進する快適で利便性の高い幹線道路の整備や効率的な公共施設の整備など、生活・産業基盤の整備を図り、都市機能が強化された一体感のあるまちの醸成に努め、~~さらに~~10万人都市の魅力を最大限発揮できるまちづくりを展開します。

市民参画によるまちづくりを進める

市民と行政が同じ目標・視点に立ったまちづくりを進めるため、必要な情報を共有できるように情報公開を積極的に進めるとともに、市民の意見や意向を幅広く吸収し、施策運営に反映させる広聴の充実に努め、市民参画のまちづくりを進めます。

行財政運営の効率化を進める

新市は約10万人の都市規模となることから、行政組織のスリム化等による効率的かつ健全な行財政運営を行い、多様化・高度化に対応した行政サービスの充実強化を図ります。

市民参画・・・行政の持つ情報を積極的に公開し、市民と行政が情報を共有しながら、政策等の形成過程において市民の意見を活かしていくことです。

「市民が創り 市民が育む 交流躍動都市」

基本理念に掲げた「地域力」の高揚により、将来における新市の「都市力」をどのような姿にレベルアップさせていくか、その目標となる姿を定めたものが「将来都市像」です。

新市は、都市機能が集積している地域、みどり豊かな農山村や趣のある温泉街地域、変化に富んだ海岸線を有する地域など、多彩な特性を持つ地域が結集した自治体であり、それぞれの特性に根ざす多彩な文化や風土が形成されています。

また、市民生活を支え、交流の基盤となるハード・ソフトにわたる多くの資源が蓄積されているとともに、九州新幹線や南九州西回り自動車道の開通が見込まれるなど、広域的な交流・連携の基盤が整備されつつあります。

これからの新市のまちづくりにおいては、南九州の拠点都市として、また、県都鹿児島市の隣接都市として、新市の持つ「多彩な特性と基盤の蓄積」を最大限に活かし、それぞれのポテンシャル（潜在力）をさらに向上させるとともに、互いの連携を強くすることにより相乗効果を高め、自立性の高いまちづくりを進めていくことが求められています。

自然や歴史文化的な資源と人々の営みというような「地域力」を育てながら「都市力」を発揮する新しいまちづくりを实践する主体は市民です。また、この「地域力」は、市民の一人ひとりが、あるいは地区コミュニティがお互いの信頼関係を築きながら共有できるビジョン（将来像）を描き、その実現に向かって協働し努力していくことが必要です。

このような考え方を基本とし、「市民が創り 市民が育む 交流躍動都市」を新市がめざすべき将来都市像とします。

【変更】P14

第2章

2. 新市がめざす将来都市像

「市民が創り 市民が育む 交流躍動都市」

基本理念に掲げた「地域力」の高揚により、将来における新市の「都市力」をどのような姿に向上~~レベルアップ~~させていくか、その目標となる姿を定めたものが「将来都市像」です。

新市は、都市機能が集積している地域、みどり豊かな農山村や趣のある温泉街地域、変化に富んだ海岸線を有する地域など、多彩な特性を持つ地域が結集した自治体であり、それぞれの特性に根ざす多彩な文化や風土が形成されています。加えてまた、市民生活を支え~~交流の基盤となるハード・ソフトにわたる~~多くの資源が蓄積されているとともに、九州新幹線や南九州西回り自動車道の開通が見込まれるなど、広域的な交流・連携の基盤が整備されつつあります。

~~これからの~~新市のまちづくりにおいては、南九州の拠点都市として、また、県都鹿児島市の隣接都市として、新市の持つ「多彩な特性と基盤の蓄積」を最大限に活かし、それぞれのポテンシャル~~(潜在力)~~をさらに向上させるとともに、互いの連携を強くすることにより相乗効果を高め、自立性の高いまちづくりを進めていくことが求められています。

また、自然や歴史・文化的な資源と人々の営みというような「地域力」を育てながら「都市力」を発揮する新しいまちづくりを实践する主体は市民です。~~また~~この「地域力」は、市民の一人ひとりが、あるいは地区コミュニティがお互いの信頼関係を築きながら共有できる~~ビジョン(将来像)~~を描き、その実現に向かって協働し努力していくことが必要です。

このような考え方を基本とし、「市民が創り 市民が育む 交流躍動都市」を新市がめざすべき将来都市像とします。

(3) 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり

生涯を通じて自らの個性と能力を伸ばし、いきいきとした人生を築きたいという意識の高まりへの対応を図るとともに、豊かな心・国際的な広い視野・創造力を持った魅力ある人材を育む教育・文化のまちづくりが求められています。

このため、豊かな人間性を育む幼児教育・学校教育及び郷土教育の充実や教育施設の整備等による教育環境の充実を図ります。また、いつでも、どこでも、誰もが生涯にわたり多様な学習機会やスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、加えて、その学習成果を活かせる活動の場の確保等の支援体制、人材バンクの整備及び派遣制度の普及など、生涯学習体制の充実強化、各地域・地区で受け継がれている伝統芸能・伝統文化の保存継承を図ります。さらに、広い視野を育てる交流活動を推進し、人材の育成や個性のある地域づくりに努めます。

生涯学習の推進

人権の尊重

幼児・学校教育等の充実

地域文化の保存・継承

交流活動の推進

【変更】P18

第2章 - 3

(3) 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり

生涯を通じて自らの個性と能力を伸ばし、いきいきとした人生を築きたいという意識の高まりへの対応を図るとともに、豊かな心・国際的な広い視野・創造力を持った魅力ある人材を育む教育・文化のまちづくりが求められています。

このため、豊かな人間性を育む幼児教育・学校教育及び郷土教育の充実や教育施設の整備等による教育環境の充実を図ります。特に、家庭での教育力を高めながら学校と家庭、コミュニティが一体となった教育や青少年の健全育成を進めます。また、いつでも、どこでも、誰もが生涯にわたり多様な学習機会やスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、加えて、その学習成果を活かせる活動の場の確保等の支援体制、人材バンクの整備及び派遣制度の普及など、生涯学習体制の充実強化、各地域・地区で受け継がれている伝統芸能・伝統文化の保存継承を図ります。さらに、広い視野を育てる交流活動を推進し、人材の育成や個性のある地域づくりに努めます。

生涯学習の推進

社会教育の促進

人権の尊重

幼児教育・学校教育等の充実

青少年の健全育成

地域文化の保存・継承

スポーツの振興

交流活動の推進

(6) 都市力を創出するまちづくり

新市のポテンシャル（潜在力）の発揮を図るとともに、快適で利便性の高いまちづくりを進めるためには、新市の情報通信基盤を含めた都市機能の向上を図ることが必要です。

このため、住宅・公園の整備や都市計画マスタープランに基づく都市計画事業等の実施により機能的で美しい都市空間を創出し、都市拠点性と総合的な魅力を一層高める取組みを進めます。また、九州新幹線や南九州西回り自動車道の波及効果を新市全体に広げるために、重点的かつ一体的な幹線道路網の整備を図るとともに、本土と甑島を結ぶ交通アクセスのさらなる充実を図ります。また、コミュニティバス等の広域運行等による新市域内の交通の円滑化を図ります。

住環境の整備

公園緑地の整備

道路・交通ネットワークの整備

市街地等の整備と拠点づくり

河川等の整備

港湾施設の充実及び利用促進

情報通信基盤の整備

土地利用

【変更】P19

第2章 - 3

(6) 都市力を創出するまちづくり

新市のポテンシャル(潜在力)の発揮を図るとともに、快適で利便性の高いまちづくりを進めるためには、情報通信基盤を含めた都市機能の向上を図ることが必要です。

このため、住宅・公園の整備や都市計画マスタープラン[※]に基づく都市計画事業等の実施により機能的で美しい都市空間を創出し、都市拠点性と総合的な魅力を一層高める取組みを進めます。また、九州新幹線や南九州西回り自動車道の波及効果を新市全体に広げるために、重点的かつ一体的な幹線道路網の整備を図るとともに、交通ネットワーク本主と甌島を結ぶ交通アクセスのさらなる充実をめざし図ります。併せて、港湾機能の向上と利用促進を図ります。さらに、安全で安心して暮らせる都市の形成をめざし、河川改修、砂防急傾斜地対策に取り組めます。~~また、コミュニティバス等の広域運行等による新市域内の交通の円滑化を図ります。~~

住環境の整備

公園緑地の整備

道路・交通ネットワークの整備

市街地等の整備と拠点づくり

河川等の整備

港湾施設の充実及び利用促進

情報通信基盤の整備

土地の有効利用

都市ゾーン（川内の市街地）

「にぎわいと活力に満ちた、風格のある市街地の形成」

この区域は、九州新幹線やJR鹿児島本線、南九州西回り自動車道、国道3号、267号などが交差する交通の要衝に位置することから、商業・教育・文化・医療・行政等の都市機能が集中するとともに、工業団地には多くの企業が進出するなど南九州における経済・物流の拠点です。また、幹線道路や鉄道を利用して多くの入り込み客を導く新市域の玄関口としての要を担う役割があります。

このため、都市基盤の整備や魅力ある商業機能の創出、新市の顔にふさわしい風格のある市街地の形成、新市内各地域との道路・交通網や生活基盤等の整備により市民の交流拠点となる機能充実に努めます。

以上のことにより、「にぎわいと活力に満ちた、風格のある市街地の形成」を基本として、豊かで利便性の高い市民生活のための都市基盤の整備に努めます。

田園文化ゾーン（樋脇・入来・東郷・祁答院及び川内の農村地帯）

「水と緑に抱かれた、美しく趣のある田園地帯の形成」

一級河川「川内川」流域のこの区域は、水と緑に抱かれた肥沃な農地が広がり、米作、果樹栽培、野菜栽培、畜産などが盛んな農業地域であり、また、多様な泉質の温泉が各地域にあることから交流促進の地域として期待されます。

このため、認定農業者や集落営農の育成、新市全体を範囲とする農業公社の設立による農地流動化や新規就農者の育成などを進め、効率的で安定した魅力ある農業経営をめざす農業の振興に努めます。加えて、地域間の道路交通網の整備、地域特有の文化・歴史・風土・多様な泉質の温泉を活かした観光・交流の推進、田園市街地の形成及び住宅地の整備などを進めます。さらに、森林のもつ多様な機能を活用し、森林資源の質的な充実と活力ある林業の育成を図り、森林の持続的な経営・管理とその多面的な利用を推進します。

以上のことにより、「水と緑に抱かれた、美しく趣のある田園地帯の形成」を基本として、区域の特性に相応した産業の振興、豊かで多様性に富んだ田園地帯の整備に努めます。

海洋ゾーン（川内沿岸部及び甑島区域）

「水産業の安定的な発展と海洋性の観光レクリエーションゾーンの形成」

この区域は、東シナ海の恵まれた海洋資源を有した水産業が盛んに行われている一方、変化に富んだ海岸線、甑島等の美しい景観等の資源を活かした個性ある観光地づくりが進められています。

このため、高級魚介類(カンパチ・シマアジ・アワビ等)を主体とした養殖業や加工・流通体制の強化、水産資源供給基地としての確立、新規就業者や後継者の育成・確保など水産業の振興に努めます。また、新市内では九州新幹線や南九州西回り自動車道の開通などの効果を最大限に導き出すため、観光資源を活かした自然とのふれあいや体験・滞在型観光を進めるとともに、新市内の温泉と水産物の連携など、異質の資源との組み合わせによって付加価値を高め、現代人の嗜好に対応した魅力ある観光地の形成や広域観光ルートの形成等を推進します。

以上のことにより、「水産業の安定的な発展と海洋性の観光レクリエーションゾーンの形成」を基本として、新市の基幹産業としての水産業の振興と、甑島の「癒しの空間」としての特性を十分に活かした観光地づくりを進めます。

【変更】P21,22

第2章 - 4 - (1)

都市文化ゾーン（川内の市街地）

「にぎわいと活力に満ちた、風格のある市街地の形成」

この区域は、九州新幹線やJR鹿児島本線、南九州西回り自動車道、国道3号、267号などが交差する交通の要衝に位置することから、商業・教育・文化・医療・行政等の都市機能が集中するとともに、工業団地には多くの企業が進出するなど南九州における経済・物流の拠点です。また、幹線道路や鉄道を利用して多くの入り込み客を導く新市域の玄関口としての要を担う役割があります。

このため、都市基盤の整備や魅力ある商業機能の創出、新市の顔にふさわしい風格のある市街地の形成、新市内各地域との道路・交通網や生活基盤等の整備により市民の交流拠点となる機能充実に努めます。

以上のことにより、「にぎわいと活力に満ちた、風格のある市街地の形成」を基本として、豊かで利便性の高い市民生活のための都市基盤の整備に努めます。

田園文化ゾーン（樋脇・入来・東郷・祁答院及び川内の田園農村地帯）

「水と緑と温泉に抱かれた、美しく趣のある田園地帯の形成」

一級河川「川内川」流域であるこの区域は、水と緑に抱かれた肥沃な農地が広がり、米作、果樹栽培、野菜栽培、畜産などが盛んな農業地域であり、また、多様な泉質の温泉が各地域にあることから交流促進の地域として期待されます。

このため、認定農業者や集落営農の育成、新市全体を範囲とする農業公社の設立による農地流動化や新規就農者の育成などを進め、効率的で安定した魅力ある農業経営をめざす農業の振興に努めます。加えて、地域間の道路交通網の整備、地域特有の文化・歴史・風土・多様な泉質の温泉を活かした観光・交流の推進、田園市街地の形成及び住宅地の整備などを進めます。さらに、森林のもつ多様な機能を活用し、森林資源の質的な充実と活力ある林業の育成を図り、森林の持続的な経営・管理とその多面的な利用を推進します。

以上のことにより、「水と緑と温泉に抱かれた、美しく趣のある田園地帯の形成」を基本として、区域の特性に相応した産業の振興、豊かで多様性に富んだ田園地帯の整備に努めます。

海洋文化ゾーン（川内沿岸部及び甑島区域）

「水産業の安定的な発展と海洋性の観光レクリエーションゾーンの形成」

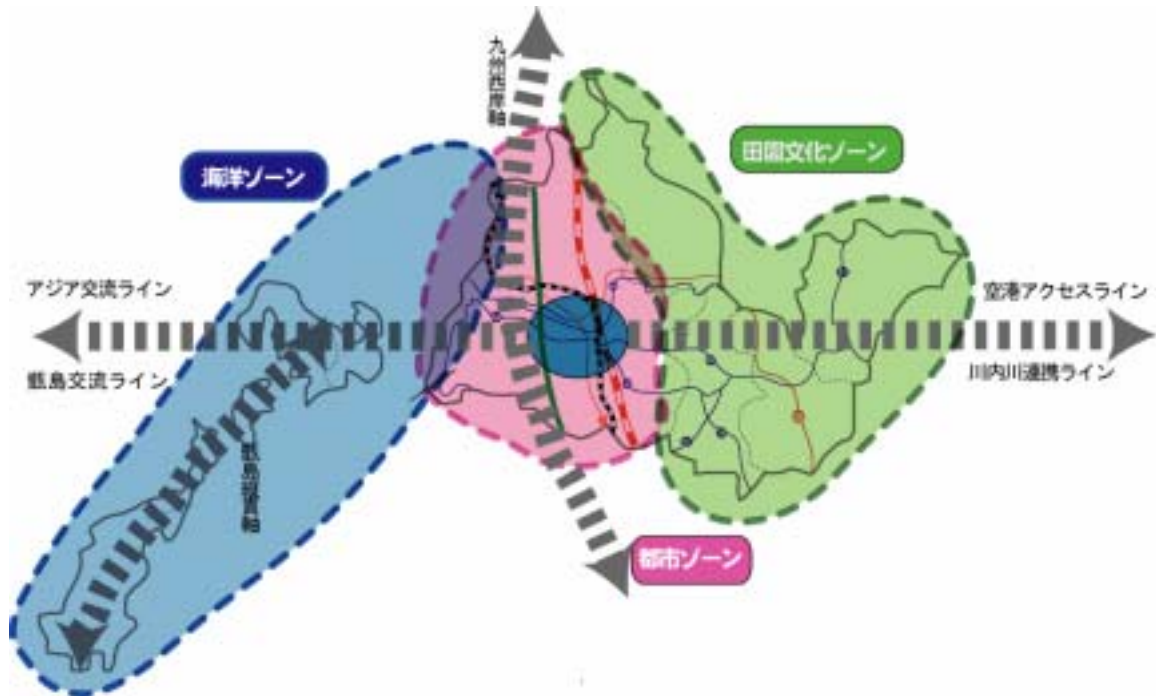
この区域は、東シナ海の恵まれた海洋資源を有した水産業が盛んに行われている一方、変化に富んだ海岸線、甑島等の美しい景観、地域特有の文化・歴史等の資源を活かした個性ある観光地づくりが進められています。

このため、高級魚介類(カンパチ・シマジ・アワビ等)を主体とした養殖業や加工・流通体制の強化、水産資源供給基地としての確立、新規就業者や後継者の育成・確保など水産業の振興に努めます。また、~~新市内では~~九州新幹線や南九州西回り自動車道の開通などの効果を最大限に導き出すため、観光資源を活かした自然とのふれあいや体験・滞在型観光を進めるとともに、~~新市内の~~温泉と水産物の連携など、異質の資源との組み合わせによって付加価値を高め、現代人の嗜好に対応した魅力ある観光地の形成や広域観光ルートの形成等を推進します。

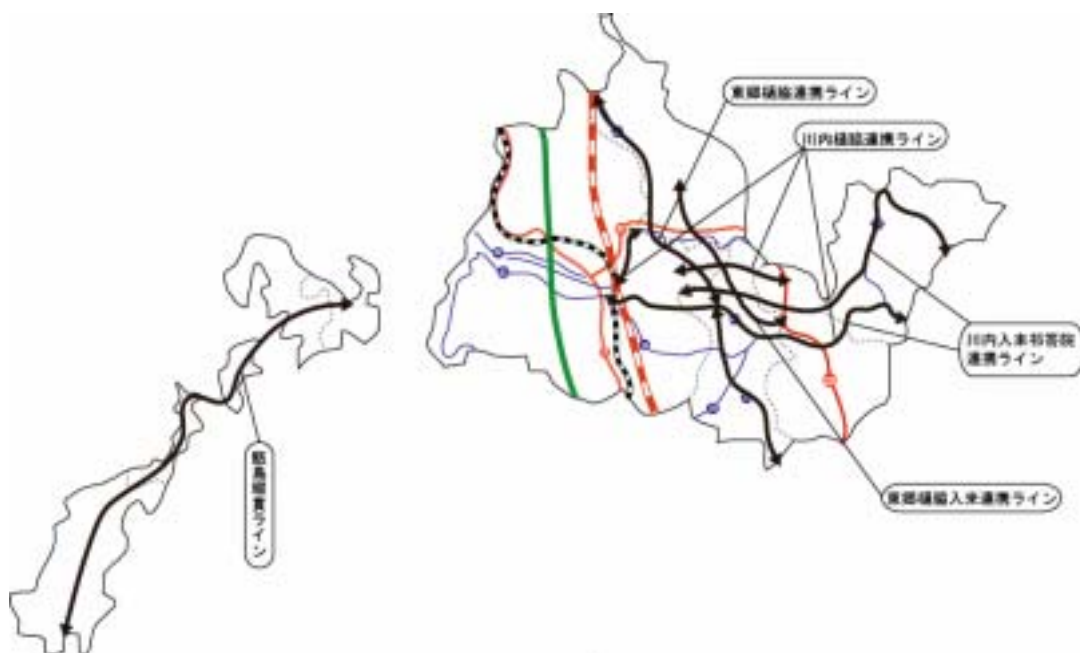
以上のことにより、「水産業の安定的な発展と海洋性の観光レクリエーションゾーンの形成」を基本として、新市の基幹産業としての水産業の振興と、自然や文化・歴史等の資源はもとより甑島の「癒しの空間」としての特性を十分に活かした観光地づくりを進めます。

【当初】P22
第2章 - 4

都市構造のイメージ



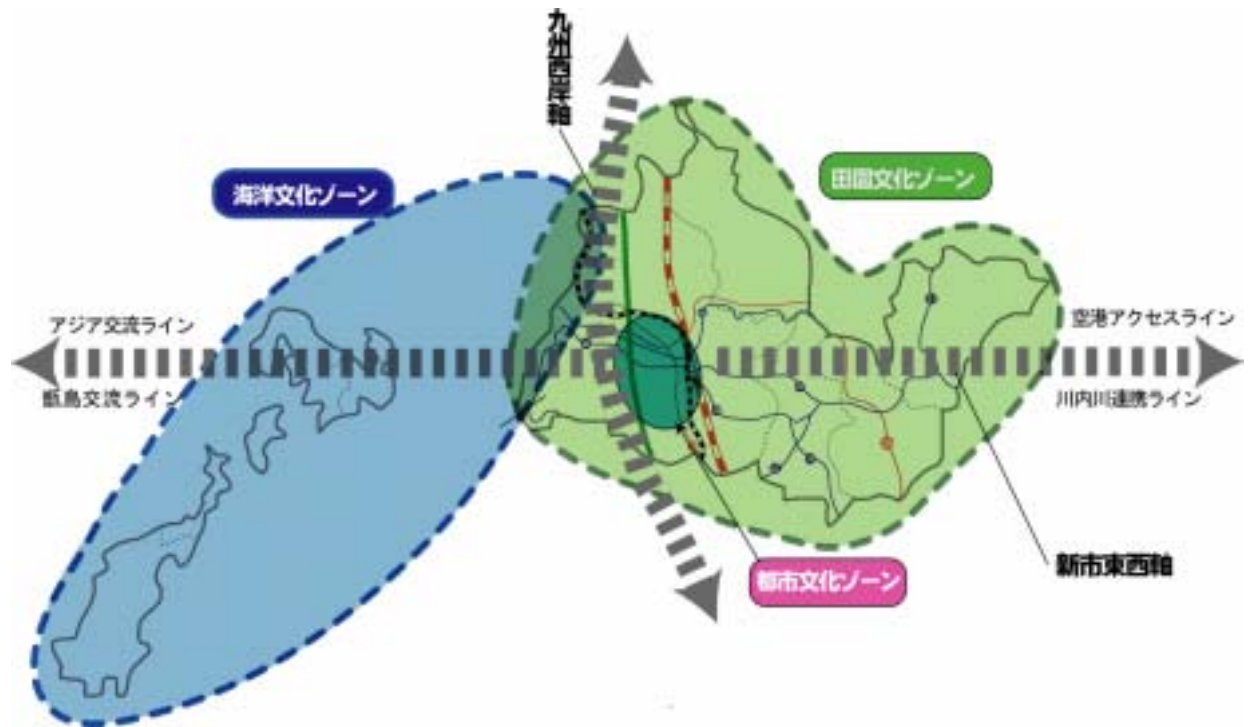
地域交流軸



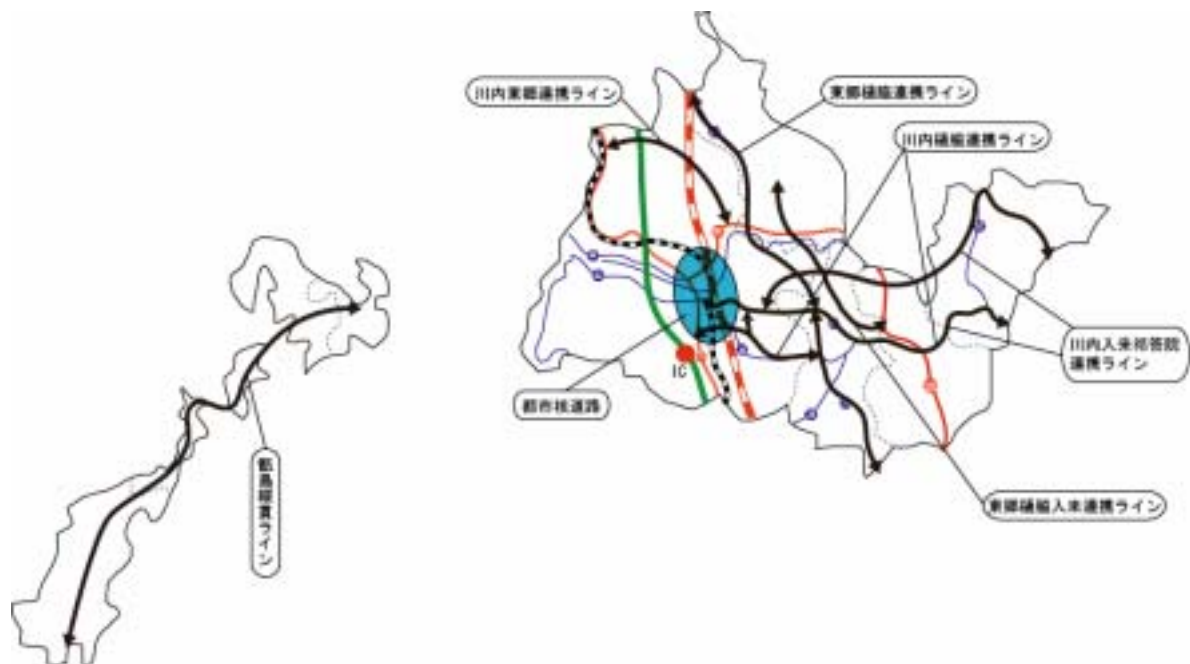
【変更】P22,25

第2章 - 4

都市構造のイメージ

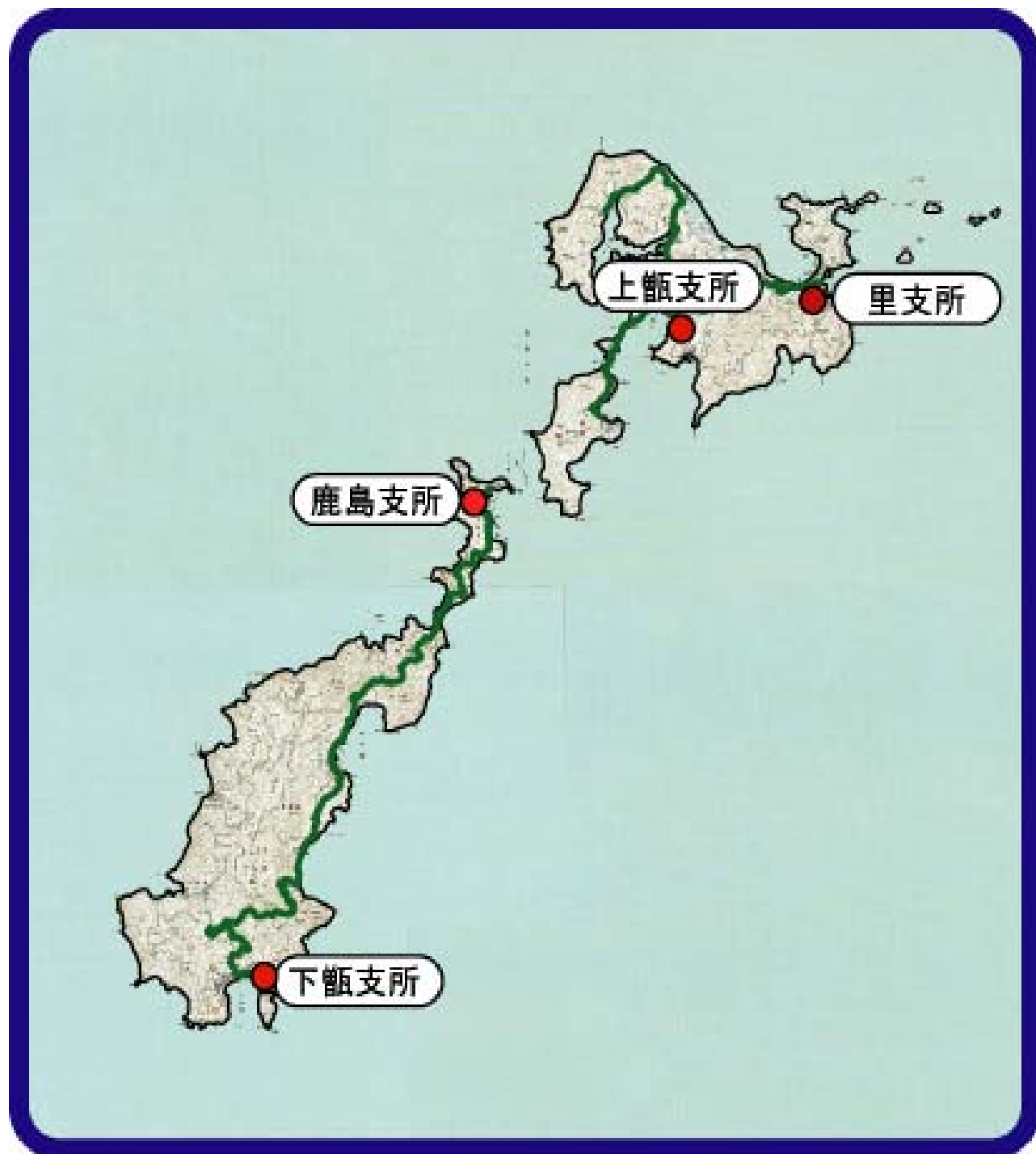


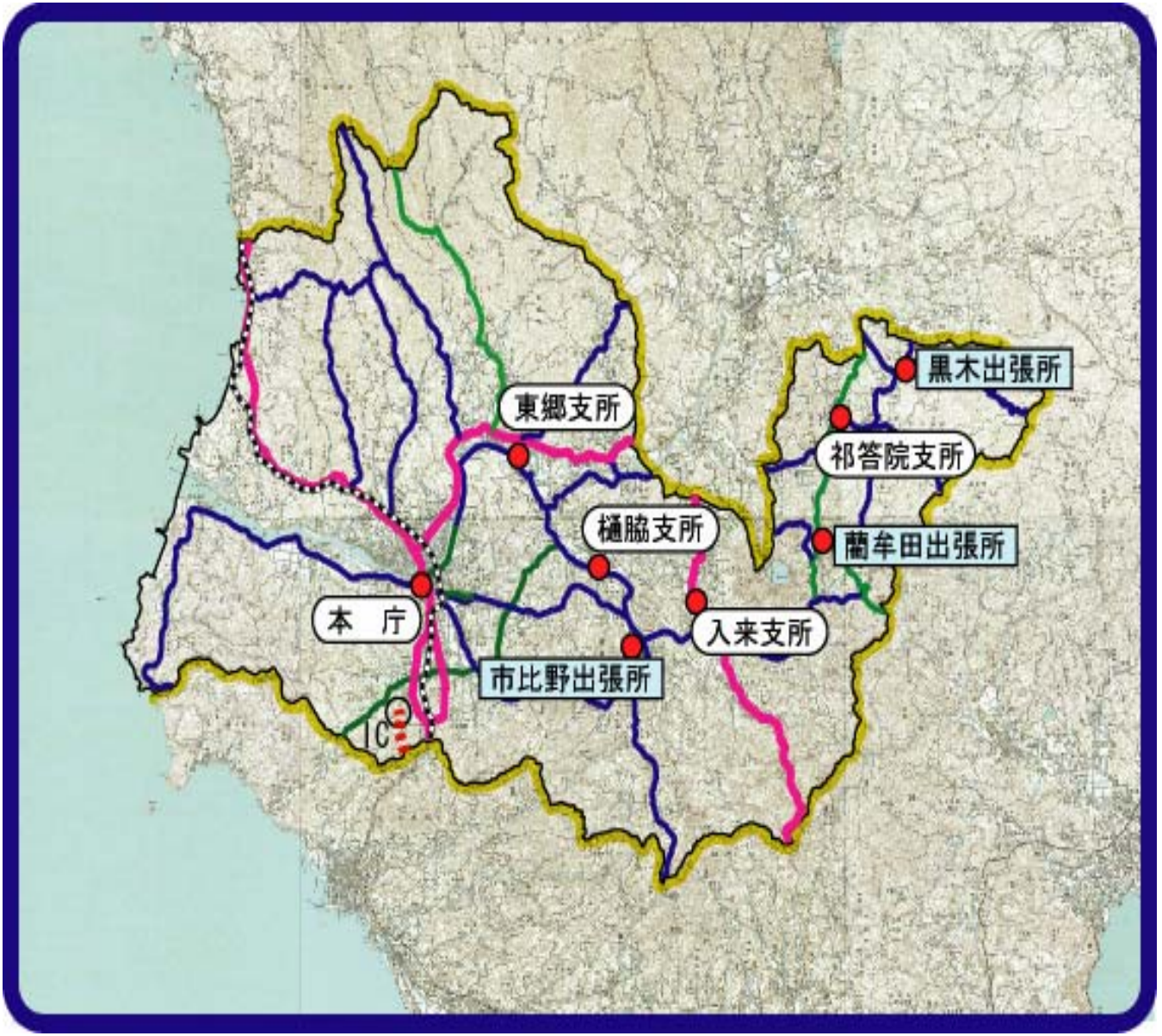
地域交流軸



第3章 - 2

支所・出張所の位置





本土と甑島区域の位置関係は実際と異なります。

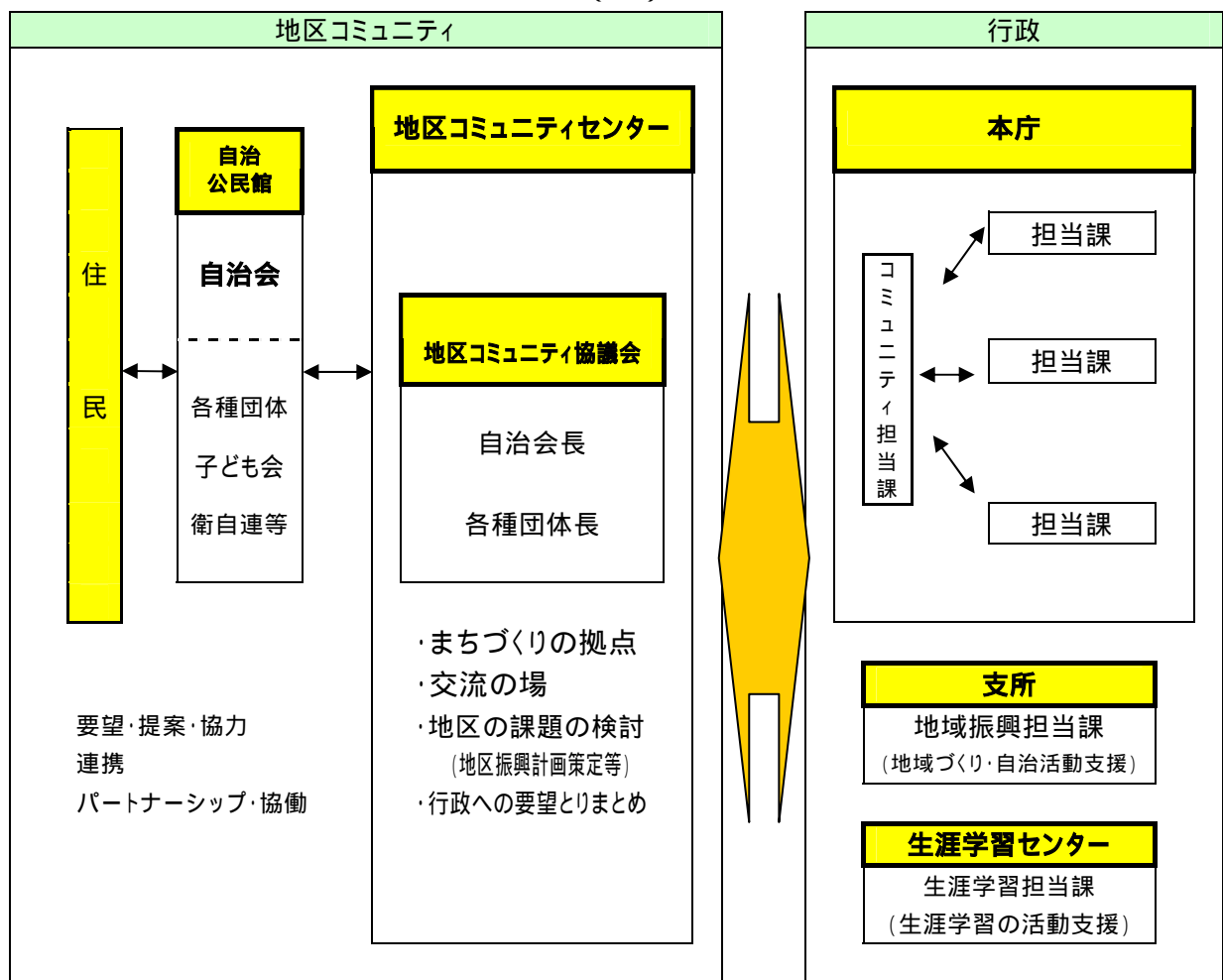
第5章

1 コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり

(1) 地区コミュニティを活かしたしくみづくり

市民が主体となった地区づくりを促進するために、従来の地区における連絡協議会などの機能を見直し、より充実した横断的な組織体制をめざした「地区コミュニティ協議会制度」を導入します。また、地区単位での課題や問題点を話し合いながら「地区振興計画」の自主的な策定を促進し、その課題解決のための施策・事業を実施することにより地区コミュニティ機能の活性化を図ります。

地区コミュニティと行政の関係イメージ（案）



地区とは・・・現小学校区・地区のエリアのこと。

【変更】P34,36

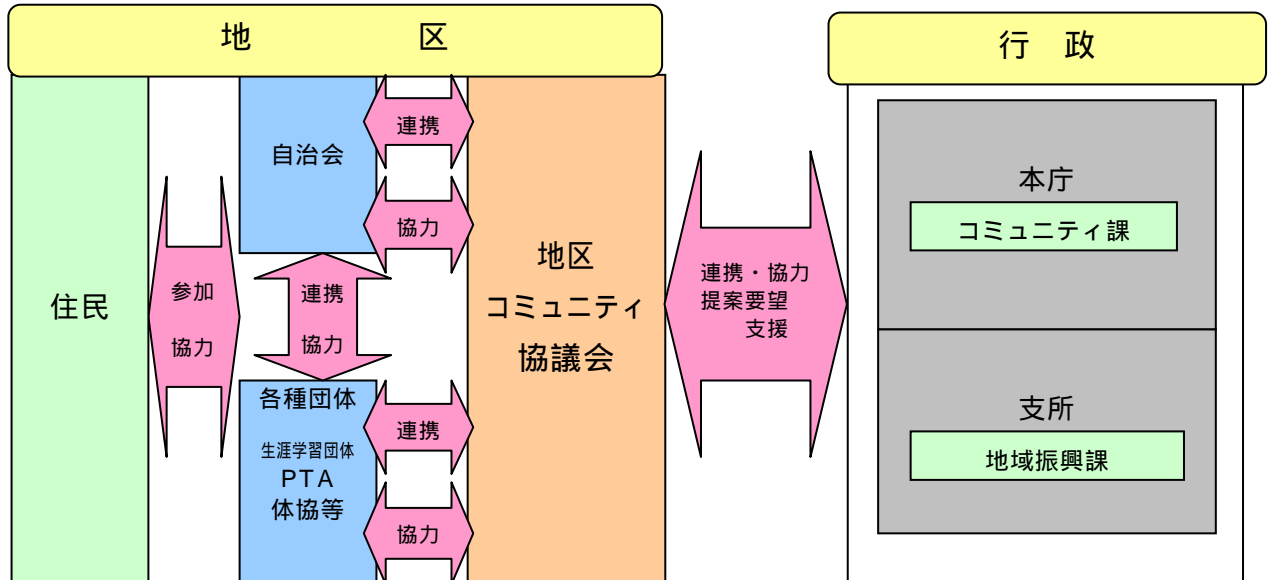
第5章

1. コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり

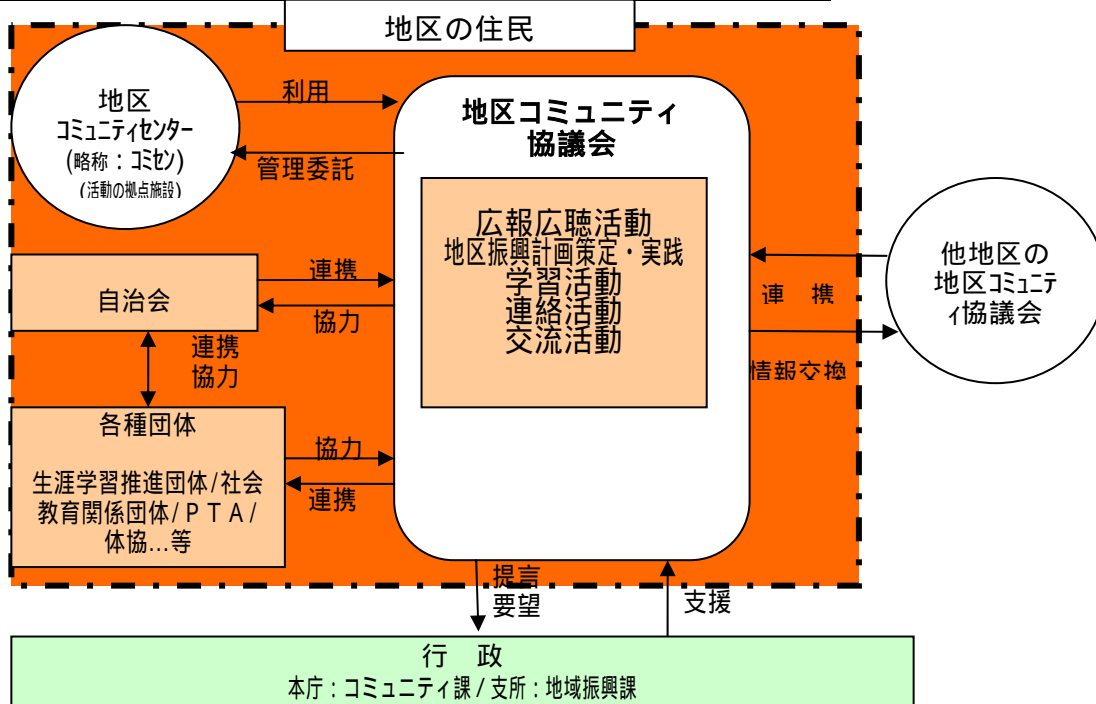
(1) 地区コミュニティを活かしたしくみづくり

市民が主体となった地区づくりを促進するために、従来の地区における連絡協議会などの機能（運営体制や助成制度など）を見直し、事務局体制の強化を図りながら、より充実した横断的な組織体制をめざした「地区コミュニティ協議会制度」を導入します。また、地区単位での課題や問題点を話し合いながら「地区振興計画」の自主的な策定を促進し、その課題解決のための施策・事業を実施することにより地区コミュニティ機能の活性化を図ります。なお、自治会における従来の活動についても地区コミュニティ協議会との連携を推進します。

「地区コミュニティ」と「行政」の関係の考え方（イメージ案）



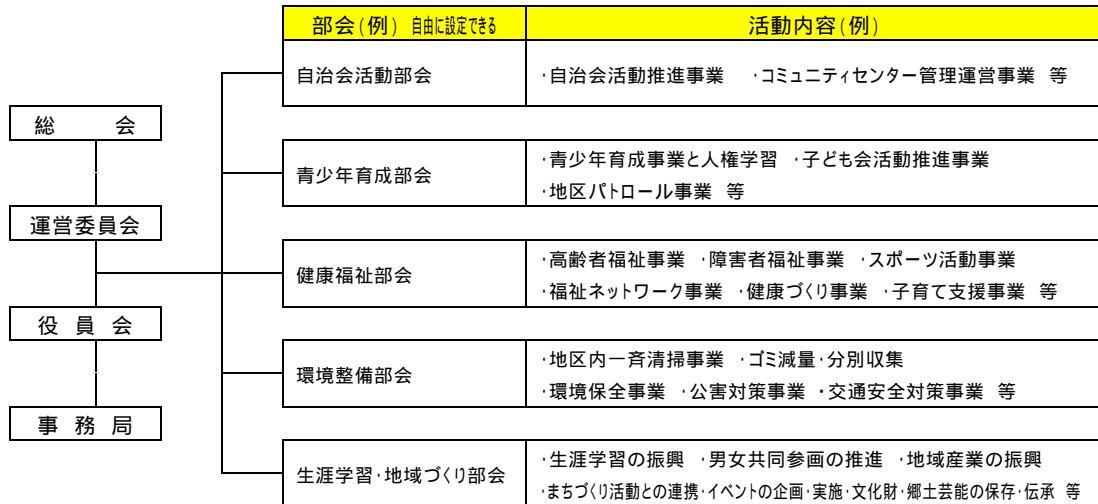
「地区コミュニティ協議会」の位置付け考え方（イメージ案）



第5章 - 1 - (1)

「地区コミュニティ協議会」組織イメージ(案)

地区コミュニティ協議会は、各地区のあらゆる分野の活動を連携強化し、行政とのやり取りを行う窓口としての団体とし、これまでの地区・校区連絡協議会等の機能を更に充実した自治活動組織です。地区コミュニティ協議会に設置される部会は、各地区にある各種団体を、その内容によってまとめたもので地区のための活動を行うものです。具体的に設置する部会とその活動内容は各地区のコミュニティで協議されるべきものです。



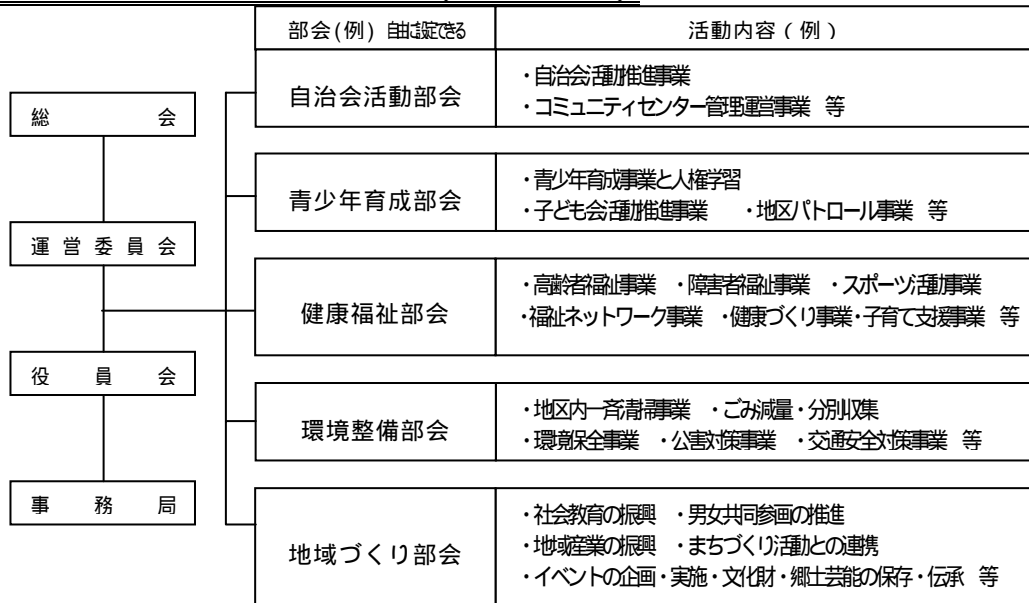
施策項目	事業内容	主な事業
地区コミュニティ協議会の設置	自治会と地区各種団体が連携し、誰でも参加し、身近に地区の課題を話し合える場として、「地区コミュニティ協議会」を設置します。	コミュニティ推進事業 市・地区 (新規)
地区振興計画の策定支援	地区住民自らが、合併後に地区の特色を活かしながら、その地区の将来がどうあるべきかを話し合い、5年から10年間の「地区振興計画」としてとりまとめる活動を支援するアドバイザーの派遣や策定に関する助成を行います。	地区振興計画策定支援事業 市・地区 (新規)

地区振興計画の趣旨

これからの地方分権の時代には、今までにも増して地区住民の発想による施策を大事にしていくことが必要であり、自己決定、自己責任、自己実現の意識を持って行動することが大切となってきます。このような考え方にに基づき、それぞれの地区を最も知っている住民自らが、それぞれの地区の特色を活かしながら地区の将来がどうあるべきかを話し合っ「地区振興計画」としてとりまとめたものを新市の総合計画の参考とするものです。

【変更】P37,35
第5章 - 1 - (1)

「地区コミュニティ協議会」組織の考え方（イメージ案）



地区コミュニティ協議会...各地区のあらゆる分野の活動を連携強化し、行政とのやり取りを行う窓口としての団体とし、これまでの地区・校区連絡協議会等の機能を更に充実した自治活動組織です。
部会の考え方...地区コミュニティ協議会に設置される部会は、各地区にある各種団体を、その内容等によりまとめたもので、地区のための活動を行うものと想定しています。具体的に設置する部会とその活動内容は、地区の実情に応じて各地区のコミュニティで協議されるべきものと想定しています。

施策項目	事業内容	主な事業
地区コミュニティ協議会制度の導入設置	自治会と地区各種団体が連携し、誰でも参加し、身近に地区の課題を話し合える場として、「地区コミュニティ協議会」を設置します。	コミュニティ推進事業 市・地区（新規）
地区振興計画の策定支援	地区住民自らが、合併後に地区の特色を活かしながら、その地区の将来がどうあるべきかを話し合い、 5年から10年間の 「地区振興計画」としてとりまとめる活動を支援するアドバイザーの派遣や策定に関する支援助成を行います。	地区振興計画策定支援事業 市・地区（新規）

地区...合併前の関係市町村の小学校区・地区の範囲を示します。
地区コミュニティ...人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域のこと、関係市町村の 65 地区（現小学校区・地区）を指します。
地区振興計画とは...
これからの地方分権の時代には、今までにも増して地区住民の発想による施策を大事にしていくことが必要であり、自己決定、自己責任、自己実現の意識を持って行動することが大切となってきます。このような考え方にに基づき、それぞれの地区の実情を最も知っている住民自らが、それぞれの地区の特色を活かしながら地区の将来がどうあるべきかを話し合っ「地区振興計画」としてとりまとめたものを新市の総合計画の参考とするものです。

(1) 保健・医療の充実

「自分の健康は自分で守る」という市民の健康に対する意識の高揚や、疾病に対する予防知識の普及と啓発を図るため、地域ごとに保健センターの整備・充実を図るとともに、各種保健事業の拡充により市民の健康づくりを推進します。また、都市ゾーンにおける総合的な高度医療施設の充実を促進するとともに、特に甑島区域の診療所の経営統合や病床数の増による病院化、医療機器整備による医療体制の強化を図ります。さらに、情報通信技術を活用して各地の医療機関・診療所等とのネットワークの形成を図りつつ、保健師・看護師等の専門性を備えた人材の育成・確保に取組みます。

施策項目	事業内容	主な事業
健康づくりの推進	市民の日常生活における健康に対する意識の高揚や病気に対する予防知識の普及と自覚を促すため、地域ごとに保健センターの整備・充実を図るとともに、各種保健事業の充実により、市民の健康づくりを推進します。また、保健師・看護師等の専門性を備えた人材の育成・確保に取組みます。	健康づくり推進事業 健康づくり運動推進計画策定事業(新規) 予防接種事業 感染症予防事業 保健センター運営管理事業 保健センター維持修繕事業 老人保健事業 母子保健事業
救急医療体制の充実	都市ゾーンの総合的な高度医療施設の充実を促進するとともに、特に甑島区域の診療所の経営統合による医療体制の強化や医療支援体制の充実等を図ります。また、情報通信技術を活用して各地の医療機関、診療所等との有機的なネットワークの形成を図ります。	地域医療対策事業 市・県 診療施設運営管理事業 診療施設維持修繕事業 診療施設整備・改修事業(新規) 初期救急医療対策事業 市・県 第2次救急医療対策事業 市・県 救急患者搬送ボランティア事業 離島緊急搬送体制整備事業 市・県

関連施設(施設呼称は統一してあります)

区分	主な既存施設等
保健センター	川内保健センター/樋脇保健センター(保健福祉センター)/入来保健センター/東郷保健センター/祁答院保健センター/上甑保健センター/下甑保健センター(健康管理センター)
診療施設 (医師常勤施設)	黒木診療所/祁答院診療所/里診療所(へき地診療所)/甑島中央診療所/手打診療所/長浜診療所/下甑歯科診療所/鹿島診療所

【変更】P39

第5章 - 2

(1) 保健・医療の充実

「自分の健康は自分で守る」という市民の健康に対する意識の高揚や、疾病に対する予防知識の普及と啓発を図るため、地域ごとに保健センターの整備・充実を図るとともに、各種保健事業の拡充により市民の健康づくりを推進します。また、都市ゾーンにおける総合的な高度医療施設の充実を促進するとともに、特に甑島区域の診療所の経営統合や病床数の増による病院化、医療機器整備による医療体制の強化、あるいは救急患者搬送などの救急医療体制の充実を図ります。さらに、情報通信技術を活用して各地の医療機関・診療所等との連携ネットワークの形成を図りつつ、保健師・看護師等の専門性を備えた人材の育成・確保に取り組めます。

施策項目	事業内容	主な事業
健康づくりの推進	市民の日常生活における健康に対する意識の高揚や疾病病気に対する予防知識の普及と自覚を促すため、地域ごとに保健センターの整備・充実を図るとともに、各種保健事業の充実により、市民の健康づくりを推進します。また、保健師・看護師等の専門性を備えた人材の育成・確保に取り組めます。	健康づくり推進事業 健康づくり運動推進計画策定事業(新規) 予防接種事業 感染症予防事業 保健センター運営管理事業 保健センター維持修繕事業 老人保健事業 母子保健事業
救急医療体制の充実	都市ゾーンの総合的な高度医療施設の充実を促進するとともに、特に甑島区域の診療所の経営統合による医療体制の強化や医療支援体制の充実等を図ります。また、情報通信技術を活用して各地の医療機関、診療所等との有機的なネットワークの形成を図ります。	地域医療対策事業 市・県 診療施設運営管理事業 診療施設維持修繕事業 診療施設整備・改修事業(新規) 初期救急医療対策事業 市・県 第2次救急医療対策事業 市・県 救急患者搬送ボランティア事業 離島緊急搬送体制整備事業 市・県

関連施設(施設呼称は統一してあります)

区分	主な既存施設等
保健センター	川内保健センター/榑脇保健センター/入来保健センター/東郷保健センター/祁答院保健センター/上甑保健センター/下甑保健センター
診療施設 (医師常勤施設)	黒木診療所/祁答院診療所/里診療所/甑島中央診療所/手打診療所/長浜診療所/下甑歯科診療所/鹿島診療所

(6) 障害者（児）福祉の推進

社会の一員として障害者の人権が尊重され、家庭や地域の中で安心して生活できる環境づくりを進めるために、市民の意識啓発活動を促進しながら福祉施設の整備や各種サービスの提供及び支援体制の充実に努めます。また、公共施設等におけるユニバーサルデザイン化などの環境整備を行うとともに、社会的・経済的に自立するための学習環境の充実や就業機会の確保、雇用条件の改善など総合的な施策を展開します。

施策項目	事業内容	主な事業
障害者（児）福祉の充実	社会の一員として障害者の人権が尊重され、家庭や地域の中で安心して生活できる環境づくりを進めるために、市民の意識啓発を促進しながら、福祉施設の整備や各種サービスの提供及び支援体制の充実に努めます。	障害者（児）福祉事業 知的障害者福祉事業 精神障害者福祉事業
社会参加の促進	社会的・経済的に自立するため、学習環境の充実や就業機会の確保、雇用条件の改善など総合的な施策を展開します。	雇用・勤労者福祉対策事業

【変更】P42

第5章 - 2

(6) 障害者（児）福祉の推進

社会の一員として障害者の人権が尊重され、家庭や地域の中で安心して生活できる環境づくりを進めるために、市民の意識啓発活動を促進しながら福祉施設の整備や各種サービスの提供及び支援体制の充実、さらに障害児の早期発見・早期療育体制の充実に努めます。また、公共施設等におけるユニバーサルデザイン化などの環境整備を行うとともに、社会的・経済的に自立するための学習環境の充実や就業機会の確保、訓練施設の整備や雇用条件の改善など総合的な施策を展開します。

施策項目	事業内容	主な事業
障害者（児）福祉の充実	社会の一員として障害者の人権が尊重され、家庭や地域の中で安心して生活できる環境づくりを進めるために、市民の意識啓発を促進しながら、福祉施設の整備や各種サービスの提供及び支援体制の充実 <u>さらに障害児の早期発見・早期療育体制の充実</u> に努めます。	障害者（児）福祉事業 知的障害者福祉事業 精神障害者福祉事業
社会参加の促進	社会的・経済的に自立するため、学習環境の充実や就業機会の確保、 <u>訓練施設の整備</u> や雇用条件の改善など総合的な施策を展開します。	雇用・勤労者福祉対策事業 <u>鹿児島障害者職業能力開発校移転促進事業</u>

第5章

3 地域の特徴を活かした教育・文化のまちづくり

(1) 生涯学習の推進

人々の学習に対する関心の高まりに応え、すべての人々が生涯にわたり日常的に多様な学習ができ、その学習成果を活かせる活躍の場を確保する等の環境づくりを推進するため、生涯学習の広域的な展開・ネットワーク化を図り、生涯学習活動及び内容の充実に努めます。特に、地域・地区において、社会教育・生涯学習活動推進の中心的役割を担っている生涯学習団体、PTA等の研修等を積極的に支援し、団体・グループ相互の連携を促進します。

施策項目	事業内容	主な事業
生涯学習推進体制の構築	生涯学習の推進を総合的に企画・調整するため、教育分野はもとより、行政関連部門や各種団体などで構成される生涯学習推進体制の構築を図ります。	生涯学習推進事業 市・県 生涯学習基本構想策定事業(新規)
生涯学習ネットワークの形成	多様な学習活動が円滑に進められるよう、生涯学習に関する各種情報を収集整理し、学習の内容・方法、施設の状況など適切な学習情報の提供ができる学習情報システムの整備を進めるとともに、IT講習会を開催するなど市民の情報技術の向上を促進します。	生涯学習ネットワーク事業 市・県 図書館ネットワーク事業(新規)
生涯学習関連施設の整備	各地域の生涯学習推進の拠点施設の整備、機能充実に努めるとともに、図書館機能や資料館機能等の充実に努めます。	生涯学習施設管理運営事業 生涯学習施設維持修繕事業 生涯学習施設整備改修事業(新規)
社会教育活動の充実	地域・地区における社会教育・生涯学習推進団体の学習活動を支援し、相互の連携交流を促進します。	社会教育活動支援事業
青少年の健全育成	学校教育はもとより、多世代の交流の充実に努めるなどの他、地域やコミュニティ活動を支援することで、家庭とも一体となった青少年の健全育成を図ります。	青少年健全育成事業 市・県
スポーツの振興	運動公園や体育館などの体育施設、レクリエーション施設の整備・充実に努めるとともに、スポーツクラブの育成や各種大会の開催を通じて、市民スポーツの振興や市民スポーツを通じた市民交流の促進に努めます。また、地域に根ざしたスポーツ団体の振興を図ります。	地域スポーツクラブ育成事業 スポーツ振興事業 市・県 運動公園運営管理事業 運動公園維持修繕事業 運動公園整備事業(新規) 屋内体育施設維持修繕事業 屋内体育施設整備改修事業(新規) 県民体育大会 県(新規)

【変更】P43

第5章

3. 地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり

(1) 生涯学習の推進

人々の学習に対する関心の高まりに応え、すべての人々が生涯にわたり日常的に多様な学習ができ、その学習成果を活かせる活躍の場を確保する等の環境づくりを推進するため、生涯学習の広域的な展開・ネットワーク化を図り、生涯学習活動及び内容の充実に努めます。特に、地域・地区において、社会教育・生涯学習活動推進の中心的役割を担っている生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努め、市民の学習を生涯学習団体、PTA等の研修等を積極的に支援し、団体・グループ相互の連携を促進します。

施策項目	事業内容	主な事業
生涯学習推進体制の構築	生涯学習の推進を総合的に企画・調整するため、教育分野はもとより、行政関連部門や各種団体などで構成される生涯学習推進体制の構築を図ります。	生涯学習推進事業 市・県 生涯学習基本構想策定事業(新規)
生涯学習ネットワークの形成	多様な学習活動が円滑に進められるよう、生涯学習に関する各種情報を収集整理し、学習の内容・方法、施設の状況など適切な学習情報の提供ができる学習情報システムの整備を進めるとともに、IT講習会を開催するなど市民の情報技術の向上を促進します。	生涯学習ネットワーク事業 市・県 図書館ネットワーク事業(新規)
生涯学習関連施設の整備	各地域の生涯学習推進の拠点施設の整備、機能充実に努めるとともに、図書館機能や資料館機能等の充実に努めます。	生涯学習施設管理運営事業 生涯学習施設維持修繕事業 生涯学習施設整備改修事業(新規)
社会教育活動の充実	地域・地区における社会教育・生涯学習推進団体の学習活動を支援し、相互の連携交流を促進します。	社会教育活動支援事業
青少年の健全育成	学校教育はもとより、多世代の交流の充実に努めるなどの他、地域やコミュニティ活動を支援することで、家庭とも一体となった青少年の健全育成を図ります。	青少年健全育成事業 市・県
スポーツの振興	運動公園や体育館などの体育施設、レクリエーション施設の整備・充実に努めるとともに、スポーツクラブの育成や各種大会の開催を通じて、市民スポーツの振興や市民スポーツを通じた市民交流の促進に努めます。また、地域に根ざしたスポーツ団体の振興を図ります。	地域スポーツクラブ育成事業 スポーツ振興事業 市・県 運動公園運営管理事業 運動公園維持修繕事業 運動公園整備事業(新規) 屋内体育施設維持修繕事業 屋内体育施設整備改修事業(新規) 県民体育大会 県(新規)

•

【追加】P44, 46

第5章 - 3

(2) 社会教育の促進

社会の著しい進展に人々が柔軟に対応していくために、実際生活に即した、生涯各期にわたる幼児教育や青少年教育、成人教育、高齢者教育並びに近年、特に重要視されている家庭教育の促進を図ります。

施策項目	事業内容	主な事業
社会教育活動の充実	市民の教養や実生活に即する講座や学級を設置し、社会教育の充実を図ります。	社会教育活動支援事業

(5) 青少年の健全育成

健全で心豊かな人間性を育むために、家庭教育・学校教育はもとより、地域・地区における世代間交流、青少年を守る活動、あるいは青少年活動等を促進・啓発しながら、家庭を中心に学校・コミュニティの三者が一体となった青少年の育成を図ります。

施策項目	事業内容	主な事業
青少年の健全育成	学校教育はもとより、地域やコミュニティ、家庭と一体となった青少年の健全育成を図ります。	青少年健全育成事業 市・県

(7) スポーツの振興

市民それぞれの体力に応じて、生涯にわたりスポーツに親しむことで、個々の健康維持・増進のために、運動公園や体育館などの体育施設、レクリエーション施設の整備・充実を図るとともに、スポーツクラブの育成や各種大会の開催を通じて、市民スポーツの振興やスポーツ交流の推進に努めます。また、地域に根ざしたスポーツ団体の強化・振興を図ります。

施策項目	事業内容	主な事業
スポーツの振興	運動公園や体育館などの体育施設、レクリエーション施設の整備・充実を図るとともに、スポーツクラブの育成や各種大会の開催を通じて、市民スポーツの振興や市民スポーツを通じた市民交流の促進に努めます。また、地域に根ざしたスポーツ団体の振興を図ります。	地域スポーツクラブ育成事業 スポーツ振興事業 市・県 運動公園運営管理事業 運動公園維持修繕事業 運動公園整備事業(新規) 屋内体育施設維持修繕事業 屋内体育施設整備改修事業(新規) 県民体育大会 県(新規)

(3) 幼児・学校教育等の充実

幼児教育については、郷土の自然と心を愛する生涯学習をめざした質の高い豊かな幼児教育の実現に努めます。学校教育の面では、小規模校と大規模校の混在、特認校制度の有無、複式学級の存在等の各地域の事情を踏まえながら、各地域の特色を活かし学校と家庭・地域が一体となった教育を進め、児童生徒一人ひとりの個性と多様な能力を伸ばすための教育活動、生涯学習を推進します。また、市域内の高等学校の振興を図るとともに、国際化教育や情報教育などを進め、新しい時代に対応できる人材の育成に努めます。さらに、高等教育機関については教育内容の充実に努めるとともに、地域の企業との連携・交流を進めます。

施策項目	事業内容	主な事業
幼児教育の振興	郷土の自然と心を愛する生涯学習をめざした、質の高い豊かな幼児教育の実現に努めます。	幼児教育振興事業
学校教育の充実	基礎学力の向上をめざしつつ、個人を大切に教育を進めます。また、心の教室相談員・スクールカウンセラー・教育相談員を配置するなど、教育相談等への対策及び学校給食の充実に図ります。また、市域内の高校の振興対策を図ります。	学校教育振興事業 市・県 教育相談対策事業 市・県 学校給食事業 高校振興対策事業
学校教育施設等の整備充実	老朽化した校舎や体育館、プール、図書館等の計画的な修繕、改修を図ります。	学校施設整備改修事業 学校施設維持修繕事業 教職員住宅維持管理事業 教職員住宅整備事業
地域特性を活かした学校教育の推進	郷土教育、小規模校における特認校制度の導入など、地域の特性を活かした学校教育の推進を図ります。	郷土教育推進事業(新規) 小学校特認校制度事業 通学対策事業
高等教育機関との連携・交流	高等教育機関の専門性や実践力の向上を図るとともに、地域や企業などとの連携・交流を進め、これらを通じて社会人教育の充実に努めます。	専門教育充実事業 地域と高等教育機関との連携事業 サテライト・教室促進事業(新規)
国際化教育や情報教育などの新時代への対応	学校内におけるパソコンなどの設置を図るとともに、校内LANを整備し、新市内の学校間で情報交流等が可能となる環境の整備を進めます。また、国際交流を推進し、国際化時代に対応できる人材の育成を図ります。	ALT・英会話指導教諭設置事業 市・県 教育用パソコン整備事業 教育ネットワーク運営事業 国際交流事業(再掲)

【変更】P44, 45

第5章 - 3

(4) 幼児教育・学校教育等の充実

幼児教育については、郷土の自然を愛する心豊かな心と心を愛する生涯学習をめざした質の高い豊かな幼児教育の育成をめざし実現に努めます。学校教育の面では、小規模校と大規模校の混在、特認校制度の有無、複式学級が存在等の各地域の事情を踏まえながら、各地域の特色を活かし、家庭での教育力を高めつつ学校と家庭・地域が一体となった教育を進め、児童生徒一人ひとりの個性と多様な能力を伸ばすための教育活動、生涯学習を推進します。また、市域内の高等学校の振興を図るとともに、国際化教育や情報教育などを進め、新しい時代に対応できる人材の育成に努めます。さらに、高等教育機関については教育内容の充実に努めるとともに、地域の企業との連携・交流を進めます。

施策項目	事業内容	主な事業
幼児教育の振興	郷土の自然を愛する心豊かな心と心を愛する生涯学習をめざした、質の高い豊かな幼児教育の育成を目指し実現に努めます。	幼児教育振興事業
学校教育の充実	基礎学力の向上をめざしつつ、一人ひとり個人を大切に教育を進めます。また、心の教室相談員・スクールカウンセラー・教育相談員を配置するなど、教育相談等への対策及び学校給食の充実を図ります。また、市域内の高校の振興対策を図ります。さらに、障害のある児童生徒に対する教育についても、充実を図ります。	学校教育振興事業 市・県 教育相談対策事業 市・県 学校給食事業 高校振興対策事業
学校教育施設等の整備充実	老朽化した校舎や体育館、プール、図書館等の計画的な修繕、改修を図ります。	学校施設整備改修事業 学校施設維持修繕事業 教職員住宅維持管理事業 教職員住宅整備事業
地域特性を活かした学校教育の推進	郷土教育や小規模校の活性化を図るためのおける特認校制度の導入など、地域の特性を活かした学校教育の推進を図ります。	郷土教育推進事業(新規) 小学校特認校制度事業 学校間交流事業 漁村留学推進事業(市・県) 通学対策事業
高等教育機関との連携・交流	高等教育機関の専門性や実践力の向上を図るとともに、地域や企業などとの連携・交流を進め、これらを通じて社会人教育の充実に努めます。	専門教育充実事業 地域と高等教育機関との連携事業 サテライト・教室促進事業(新規)
国際化教育や情報教育などの新時代への対応	学校内におけるパソコンなどの設置を図るとともに、校内LANやテレビ会議システムを整備し、新市内の学校間で情報交流等が可能となる環境の整備を進めます。また、国際交流を推進し、国際化時代に対応できる人材の育成を図ります。	ALT・英会話指導教諭設置事業(市・県) ALT 配置事業 英語大好きかごしまっ子育成事業 教育用パソコン整備事業 21 教育ネットワーク運営事業 22 国際交流事業(再掲)

(3) 林業の振興

自然環境の保全に留意した林道の整備を図るとともに、森林の公益的機能をより発揮するための計画的な森林整備に努めます。

施策項目	事業内容	主な事業
森林資源の確保	環境保全・水源かん養林などの整備に努めるなど、長期的な視野に立って森林資源を確保します。	森林保全対策事業 市・県 治山事業 市・県
林業経営の高度化	組織の活性化を促進するとともに、担い手の育成や緑の公共事業(林道の草刈りなど)を実施する。また、木材需要拡大に向けたPRの強化を図ります。	林業振興対策事業 林業後継者育成対策事業 県 森林整備担い手育成確保総合対策事業 県 かごしま材利用推進事業 県
林業生産基盤の整備	森林資源の開発および林業基盤強化のため林道網の整備拡充に努めます。	林道維持修繕事業 林道整備事業 市・県

【変更】P54

第5章 - 5

(3) 林業の振興

~~自然環境の保全に留意した林道の整備を図るとともに、森林の公益的機能をより発揮するための計画的な森林整備に努めます。~~

森林のもつ多面的機能をより発揮するため計画的な森林整備に努めるほか、自然環境の保全に留意した林道の整備を図ります。また、早掘りたけのこの地域資源の有効活用による特用林産物の産地化を図ります。さらに、地域で生産された木材を使用した「地材地建」の取組みを促進します。

施策項目	事業内容	主な事業
森林資源の確保	環境保全・水源かん養林などの整備に努めるなど、長期的な視野に立って森林資源を確保します。	森林保全対策事業 市・県 治山事業 市・県 森林整備計画策定事業(新規)
林業経営の高度化	組織の活性化を促進するとともに、担い手の育成や緑の公共事業(林道の草刈りなど)を実施します。また、木材需要拡大に向けたPRの強化を図ります。	林業振興対策事業 林業後継者育成対策事業 県 森林整備担い手育成確保総合対策事業 県 かごしま材利用推進事業 県
<u>特用林産物の振興</u>	<u>竹林の改良や生産技術の向上に努め、早掘りたけのこのブランド化を推進します。また、炭釜の整備により、竹炭等の生産振興とその有効利用を図ります。</u>	<u>特用林産物対策事業 県</u>
林業生産基盤の整備	森林資源の開発および林業基盤強化のため林道網の整備拡充に努めます。	林道維持修繕事業 林道整備事業 市・県

(4) 水産業の振興

つくり育てる漁業及び経営感覚にすぐれた水産業の担い手の育成・確保を進め、漁業経営の安定に向けて水産加工の高度化やブランド化の推進、地産地消を基本とした新しい流通体系の構築を図ります。また、その拠点となる中甌・平良・手打・藺牟田・唐浜・寄田・里・小島・青瀬・瀬々野浦・片野浦・芦浜漁港の適正な維持管理と整備改修、漁場の整備に取り組めます。

施策項目	事業内容	主な事業
安定的な漁業経営の実現	漁業経営の安定に向けてブランド化の推進など流通対策を講じます。さらに、漁協と連携して経営感覚にすぐれた水産業の担い手の育成・確保を進めます。	水産業振興推進事業 地産地消推進事業(新規/再掲) 漁業生産の担い手育成事業 県
つくり育てる漁業の推進	大型魚礁の設置をはじめ、稚貝稚魚の放流、安定的な養殖業を営むための施設の整備改修等、栽培型漁業に向けた様々な取り組みを進めます。	水産業振興推進事業(再掲) 魚礁漁場整備事業
水産加工の高度化	加工業者と流通業界の連携の基に販路拡大に努め、新製品の開発やブランド化、施設の近代化、協業化、集団化を促進します。	水産業振興推進事業(再掲) 活魚流通体制調査事業(新規)
漁村振興	体験学習の推進や都市住民との交流促進、Uターンを進める地域づくり、定住促進対策を進め、活力ある漁村づくりをめざします。	子供たちの体験学習推進事業 県
漁業基盤整備の推進	大型魚礁の設置による漁場の整備を進めるとともに、漁港の計画的な整備を進めます。	漁港施設管理事業 漁港維持修繕事業 市営漁港整備事業 県営漁港整備事業 県 水産業振興施設整備事業 漁港海岸保全整備事業 県

【変更】P54,55

第5章 - 5

(4) 水産業の振興

海面漁業はもとより川内川を中心とした内水面漁業のつくり育てる漁業及び経営感覚にすぐれた水産業の担い手の育成・確保を進めます。また、漁業経営の安定に向けてキビナゴ、チリメン、ウナギ、アユ等の水産加工の高度化やブランド化の推進し、地産地消を基本とした新しい流通体系の構築を図ります。特にまた、水産資源の維持・かん養、その拠点となる中甞・平良・手打・藺牟田・唐浜・寄田・里・小島・青瀬・瀬々野浦・片野浦・芦浜漁港の適正な維持管理と整備改修、漁場の整備に取り組めます。

施策項目	事業内容	主な事業
安定的な水産業漁業経営の実現	<u>水産業漁業経営の安定に向けてブランド化の推進やなど流通体制の強化、対策を講じます。</u> さらに、漁協と連携して経営感覚にすぐれた水産業の担い手の育成・確保を進めます。	水産業振興推進事業 地産地消推進事業(新規/再掲) 漁業生産の担い手育成事業 県 <u>水産物市場整備事業(新規)</u>
つくり育てる漁業の推進	大型魚礁の設置をはじめ、稚貝稚魚の放流、安定的な養殖業を営むための施設の整備改修等、栽培型漁業に向けた様々な取組みを進めます。	水産業振興推進事業(再掲) 魚礁漁場整備事業
水産加工の高度化	加工業者と流通業界の連携の基に販路拡大に努め、新製品の開発やブランド化、施設の近代化、協業化、集団化を促進します。	水産業振興推進事業(再掲) 活魚流通体制調査事業(新規)
漁村振興	体験学習の推進や都市住民との交流促進、 <u>Uターン・Iターン等</u> を進める地域づくり、定住促進対策等を進め、活力ある漁村づくりをめざします。	<u>漁村留学推進事業(市・県)(再掲)</u> <u>漁業集落環境整備事業</u>
漁業基盤整備の推進	大型魚礁の設置による漁場の整備を進めるとともに、漁港の計画的な整備を進めます。	漁港施設管理事業 漁港維持修繕事業 市営漁港整備事業 県営漁港整備事業 県 水産業振興施設整備事業 漁港海岸保全整備事業 県

(5) 商工業の振興

商工会議所・商工会と連携し、新しい時代の変化に対応できる経営体質の強化を図るとともにTMOを中心とした中心市街地の活性化や地域を支える商店街の形成や経営基盤の強化を促進し、市民の日常的生活を支える商業環境の維持・向上に努めます。工業については、既存企業の活性化を図るため、各種制度、施策を有効に活用するとともに、地場産業の体質強化に努め、その育成を図ります。また、鹿児島市と九州北部を結ぶ中継地域として情報・製造業等の企業育成・誘致を図ります。さらに、地場産業を含む多様な業種の民間企業や大学、研究機関との交流を活性化し、これに伴う新たな業種・業態の転換や新規産業の立地を促進します。雇用・就業環境についてはファミリーサポートセンターの設置やシルバー人材センターの充実、労働情報の提供などを進め、様々な就業形態に対応するように努めます。

施策項目	事業内容	主な事業
商工業団体への支援の充実、市街地活性化及び地域商店街の経営基盤強化	商工会議所・商工会と連携し、経営体質の支援強化を図ります。また、TMOを中心に地域を支える市街地・商店街の活性化を図ります。	商工業振興対策事業 TMO運営支援事業
既存企業の活性化及び新たな企業の育成・誘致の推進	既存企業の活性化を図るため、各種制度、施策を有効に活用する中で地場産業の体質強化に努め、その育成を図ります。また、鹿児島市と九州北部を結ぶ中継地域として、新市の新しい産業振興ビジョンを策定するとともに、情報・製造・物流業等の企業育成・誘致や起業化支援を進めます。さらに、地場産業を含む多様な業種の民間企業や大学、研究機関等において交流が活性化することによる新たな業種・業態の転換や新規産業の立地を促進します。	市内事業者利用促進事業(新規/再掲) 地産地消推進事業(新規/再掲) 地域企業振興事業 企業誘致事業 公共用地活用事業(新規) 産業振興構想策定事業(新規) 起業化支援推進事業(新規) 産学官連携事業(新規) 異業種交流促進事業(新規)
雇用・就業環境の充実	様々な就業形態に対応するように、ファミリーサポートセンターの設置やシルバー人材センターの充実、労働情報の提供などを進めます。	雇用対策事業 市・県 子供たちの体験学習推進事業 県 勤労者福祉事業 市・県 シルバー人材センター運営事業(再掲)
産業拠点整備・活用の推進	南九州西回り自動車道のIC周辺とともに、市域内への産業施設に関する誘致・活用の調査を行います。	産業拠点調査事業(新規)

【変更】P55,56

第5章 - 5

(5) 商工業の振興

商工会議所・商工会と連携し、新しい時代の変化に対応できる経営体質の強化を図るとともにTMOを中心とした中心市街地の活性化や地域を支える商店街の形成や経営基盤の強化を促進し、市民の日常的な生活を支える商業環境の維持・向上に努めます。工業については、既存企業の活性化を図るため、各種制度、施策を有効に活用するとともに、地場産業の体質強化に努め、その育成を図ります。また、鹿児島市と九州北部を結ぶ中継地域として情報・製造業等の企業育成・誘致を図ります。さらに、地場産業を含む多様な業種の民間企業や大学、研究機関との交流を活性化し、これに伴う新たな業種・業態の転換や海洋深層水の活用というような成長分野を中心とした新規産業の立地を促進します。雇用・就業環境についてはファミリーサポートセンターの設置やシルバー人材センターの充実、労働情報の提供などを進め、様々な就業形態に対応するように努めます。

施策項目	事業内容	主な事業
商工業団体への支援の充実、市街地活性化及び地域商店街の経営基盤強化	商工会議所・商工会と連携し、経営体質の支援強化を図ります。また、TMOを中心に地域を支える市街地・商店街の活性化を図ります。	商工業振興対策事業 TMO運営支援事業
既存企業の活性化及び新たな企業の育成・誘致の推進	既存企業の活性化を図るため、各種制度、施策を有効に活用する中で地場産業の体質強化に努め、その育成を図ります。また、 <u>鹿児島市と九州北部を結ぶ中継地域として</u> 、 <u>新市の新しい産業振興計画ビジョン</u> を策定するとともに、情報・製造・物流業等の企業育成・誘致や起業化支援を進めます。さらに、地場産業を含む多様な業種の民間企業や大学、研究機関等において交流が活性化することによる新たな業種・業態の転換や新規産業の立地を促進します。	市内事業者利用促進事業(新規/再掲) 地産地消推進事業(新規/再掲) 地域企業振興事業 企業誘致事業 公共用地活用事業(新規) 産業振興構想策定事業(新規) 起業化支援推進事業(新規) 産学官連携事業(新規) 異業種交流促進事業(新規)
雇用・就業環境の充実	様々な就業形態に対応するように、ファミリーサポートセンターの設置やシルバー人材センターの充実、労働情報の提供などを進めます。	雇用対策事業 市・県 子供たちの体験学習推進事業 県 勤労者福祉事業 市・県 シルバー人材センター運営事業(再掲)
産業拠点整備・活用の推進	南九州西回り自動車道のIC周辺とともに、市域内への産業施設に関する誘致・活用の調査を行います。	産業拠点調査事業(新規)

(3) 道路・交通ネットワークの整備

新市の一体感の醸成や交流促進を図るために新市内外や駅・港湾・インターチェンジなどの交通拠点を結ぶ幹線道路網のネットワークを整備します。幹線道路網については、生活道路との区分を図りながら、市外との連携強化、渋滞の緩和に努めます。また、温泉街などの観光拠点へのアクセス強化など地域活性化へ結び付ける基盤整備を図ります。さらに、すべての人が快適に不自由なく移動できる交通ネットワークの形成を図るために、川内駅を中心として他の交通拠点を結ぶ路線バスの運行を促進するとともに、交通弱者等の移動手段の確保のために各地域におけるコミュニティバス等の運行の維持・強化に努めます。また、海上交通網の調査・研究や新幹線川内駅との交通アクセスの向上を図ります。甑島縦貫道路については整備を促進するとともに、蘭牟田瀬戸架橋の事業化に向けた検討を促進します。

施策項目	事業内容	主な事業
南九州西回り自動車道の早期整備の促進	南九州西回り自動車道の早期整備に向けた取組みを行い、強力に要請します。併せて、ICの周辺及びアクセス道路等の整備を進めます。	南九州西回り自動車道建設促進事業
国道3号、267号、328号の整備充実	新市の幹線道路である国道3号、267号、328号については、生活道路との区分を図りながら、市外との連携強化、渋滞の緩和に努めます。	国道3号整備促進事業 国道267号整備事業 県 国道328号整備事業 県
県道の整備	新市内外の地域や交通拠点を結ぶ主要地方道及び一般県道の改良・整備を促進します。また、甑島の一体性を確保するために甑島縦貫道建設を促進し、蘭牟田瀬戸架橋の事業化に向けた検討に取組みます。さらに、東西方向の幹線道路網については、鹿児島空港とのアクセス強化を図るために、幹線道路としての機能の強化を図ります。	蘭牟田瀬戸架橋建設促進事業(新規) 川内空港道路整備促進事業(新規) 宮崎バイパス整備促進事業(新規) 県道整備事業(県) 県道交通安全施設整備事業 県 街路事業 県
市道の整備推進	市民生活に密着した生活道路である一般市道については、市民の意見を十分に反映しながら、機能性、安全性に配慮して、誰もが利用しやすいような整備、維持修繕に努めます。	市道維持修繕事業 市道整備事業(新規) 市道交通安全施設整備事業(再掲) 都市計画道路整備事業 ユニバーサルデザイン推進事業(新規/再掲)
交通サービスの強化	川内駅を中心として、港などの交通拠点を結ぶ路線バスの運行を促進し、利用客の交通手段確保を図ります。また、交通弱者等の移動手段の確保のために、各地域におけるコミュニティバス等の運行の維持・強化及び広域化に努めます。さらに、海上交通網の調査・研究を行います。	路線バス運行支援事業 市・県 コミュニティバス運行事業(新規) 上甑島バス運行事業 下甑島バス運行事業 海上交通対策推進事業 市・県(新規)

【変更】P59,60

第5章 - 6

(3) 道路・交通ネットワークの整備

九州新幹線の早期整備や肥薩おれんじ鉄道の利用を促進し、広域交通網の充実を図ります。また、新市の一体感の醸成や交流促進を図るために新市内外や駅・港湾・インターチェンジなどの交通拠点を結ぶ都市核道路をはじめとする幹線道路網のネットワークを整備します。この幹線道路網については、生活道路との区分を図りながら、市外との連携強化、渋滞の緩和に努めながらまた、温泉街などの観光拠点へのアクセス強化など地域活性化へ結び付ける基盤整備を図ります。さらに、すべての人が快適に不自由なく移動できる交通ネットワークを構築すの形成を図るために、特に、川内駅を中心として他の交通拠点を結ぶ路線バスの運行を促進するとともに、交通弱者等の移動手段の確保のために各地域におけるコミュニティバス等の運行の維持・強化に努めます。また、海上交通網の調査・研究や新幹線川内駅との交通アクセスの向上を図ります。甑島縦貫道路については整備を促進するとともに、蘭牟田瀬戸架橋の事業化に向けた検討を促進します。

施策項目	事業内容	主な事業
南九州西回り自動車道の早期整備の促進	南九州西回り自動車道の早期整備に向けた取組みを行い、強力に要請します。併せて、ICの周辺及びアクセス道路等の整備を進めます。	南九州西回り自動車道建設促進事業
国道3号、267号、328号の整備充実	新市の幹線道路である国道3号、267号、328号については、生活道路との区分を図りながら、市外との連携強化、渋滞の緩和に努めます。	国道3号整備促進事業 国道267号整備事業 県 国道328号整備事業 県
県道の整備推進	新市内外の地域や交通拠点を結ぶ主要地方道及び一般県道の改良・整備を促進します。また、甑島の一体性を確保するために甑島縦貫道建設を促進し、蘭牟田瀬戸架橋の事業化に向けた検討に取組みます。さらに、東西方向の幹線道路網については、鹿児島空港とのアクセス強化を図るために、幹線道路としての機能の強化を図ります。	蘭牟田瀬戸架橋建設促進事業(新規) 川内空港道路整備促進事業(新規) 宮崎バイパス整備促進事業(新規) 県道整備事業 県 県道交通安全施設整備事業 県 (再掲) 街路事業 県
市道の整備推進	市民生活に密着した生活道路である一般市道については、市民の意見を十分に反映しながら、機能性、安全性に配慮して、誰もが利用しやすいような整備、維持修繕に努めます。	市道維持修繕事業 市道整備計画策定事業(新規) 市道整備事業(新規) 市道交通安全施設整備事業(再掲) 都市計画道路整備事業 ユニバーサルデザイン推進事業(新規/再掲)
交通サービスの強化	<u>九州新幹線の早期整備や、肥薩おれんじ鉄道の利用を促進し、広域交通網の充実を図ります。</u> 川内駅を中心として、 <u>他港などの交通拠点を結ぶ路線バスの運行を促進し、利用客の交通手段確保を図ります。</u> また、交通弱者等の移動手段の確保のために、各地域におけるコミュニティバス等の運行の維持・強化及び広域化に努めます。さらに、海上交通網の調査・研究を行います。	九州新幹線整備促進事業 肥薩おれんじ鉄道利用促進事業 路線バス運行支援事業 市・県 コミュニティバス運行事業(新規) 21 上甑島バス運行事業 22 下甑島バス運行事業 23 海上交通対策推進事業 市・県 (新規)

(6) 港湾施設の充実及び利用促進

川内港の南九州における中国・韓国及び東南アジアとの貿易・流通拠点としての港湾機能の整備を図りながら定期航路の開設をめざします。また、西方・里・西・江石・桑之浦・長浜港等の港湾機能の整備促進等に努め、人とモノが行き交うにぎわいのある港湾としての整備を進めます。

施策項目	事業内容	主な事業
中国・韓国及び東南アジアとの定期航路の開設	川内港整備を進め、鹿児島県の西の玄関口・貿易拠点港をめざして、中国・韓国及び東南アジアとの定期航路の開設をめざします。	港湾利用促進事業 定期航路開設促進(ポートセールス)事業 市・県
港湾機能の強化	港湾施設の整備拡充を促進するとともに、南九州における外国貿易、流通拠点としての港湾機能の整備を図ります。また、甑島を結ぶ交通拠点として、人とモノが行き交うにぎわいのある港湾としての整備を進めます。	港湾整備事業 市・県 旅客待合所管理事業

【変更】P62

第5章 - 6

(6) 港湾施設の充実及び利用促進

川内港の南九州における中国・韓国及び東南アジアとの貿易・流通拠点としての港湾機能の整備を図りながら定期航路の開設をめざします。また、西方・里・西・江石・桑之浦・長浜港等の港湾機能の整備促進等に努め、人とモノが行き交うにぎわいのある港湾としての整備を進めます。また、甌島航路の避難港について、調査検討を促進します。

施策項目	事業内容	主な事業
中国・韓国及び東南アジアとの定期航路の開設	川内港整備を進め、鹿児島県の西の玄関口・貿易拠点港としての <u>をめぐり</u> 、中国・韓国及び東南アジアとの定期航路の開設をめざします。	港湾利用促進事業 定期航路開設促進(ポトセールス)事業 市・県
港湾機能の強化	港湾施設の整備拡充を促進するとともに、南九州における外国貿易、流通拠点としての港湾機能の整備を図ります。また、甌島を結ぶ交通拠点として、人とモノが行き交うにぎわいのある港湾としての整備を進めます。	港湾整備事業 市・県 旅客待合所管理事業

(3) 効率的な行政運営の推進

地方分権一括法により国及び県から市町村に権限移譲が推進されつつあり、事務量の増大が予想される中で、変化に速やかに対応する効率的な行政運営を図るため、適切な行政組織機構の見直しを随時行います。また、事務の効率化と情報処理の迅速化を図り、行政運営に必要な情報を効果的に収集・共有化・有効活用できる情報システムを確立します。財政運営の安定化を図るため、長期的視点に立った財政計画を策定するとともに、事業別コストの把握やアカウンタビリティ（説明責任）の向上を図るためのバランスシート（貸借対照表）の作成など、企業会計制度を導入した財政運営の透明性を高めながら、これに基づく予算の適正執行を展開します。

まちづくり事業の推進にあたっては、産業振興に伴う地方税収入の拡大や市民の納税意識の高揚による収納率の向上など自主財源の安定化及び財源の確保に努めるとともに、国・県の補助制度を積極的に利用しながら、将来の負担を考慮に入れた上で合併特例債を含めた地方債を効果的に活用します。

公共施設の整備・管理については、管理公社への管理委託や民間事業者やボランティア、各種団体との連携を図りながら民間活力の積極的な導入を図るとともにPFIの導入についても研究し、さらに、新市の庁舎については、適正な管理と必要に応じた改修を行います。また、市民の利便性向上に資するため、公共施設等の案内標識や看板などについて、統一的なネットワークによる整備を進めます。

【変更】P66

第5章 - 7

(3) 効率的な行政運営の推進

~~地方分権一括法により国及び県から市町村に権限移譲が推進されつつあり、事務量の増大が予想される中で、変化に速やかに対応する効率的な行政運営を図るため、適切な行政組織機構の見直しを随時行います。また、事務の効率化と情報処理の迅速化を図り、行政運営に必要な情報を効果的に収集・共有化・有効活用できる情報システムを確立します。財政運営の安定化を図るため、長期的視点に立った財政計画を策定するとともに、事業別コストの把握やアカウンタビリティ（説明責任）の向上を図るためのバランスシート（貸借対照表）の作成など、企業会計制度を導入した財政運営の透明性を高めながら、これに基づく予算の適正執行を展開します。~~

~~まちづくり事業の推進にあたっては、産業振興に伴う地方税収入の拡大や市民の納税意識の高揚による収納率の向上など自主財源の安定化及び財源の確保に努めるとともに、国・県の補助制度を積極的に利用しながら、将来の負担を考慮に入れた上で合併特例債を含めた地方債を効果的に活用します。~~

~~公共施設の整備・管理については、管理公社への管理委託や民間事業者やボランティア、各種団体との連携を図りながら民間活力の積極的な導入を図るとともにPFIの導入についても研究し、さらに、新市の庁舎については、適正な管理と必要に応じた改修を行います。また、市民の利便性向上に資するため、公共施設等の案内標識や看板などについて、統一的なネットワークによる整備を進めます。~~

地方分権一括法により国及び県から市町村に権限移譲が推進されつつあり、事務量の増大が予想される中で変化に速やかに対応する効率的な行政運営を図ることが求められています。そのため、新市施策の長期的かつ総合的な計画を策定するとともに、適切な行政組織機構の見直しを随時行います。また、市民サービスの向上を進めながら事務の効率化と情報処理の迅速化を図り、行政運営に必要な情報を効果的に収集・共有化・有効活用できる情報システムを確立します。さらに、公共施設等の案内標識や看板などについて、統一的なネットワークによる整備を進めます。

公共施設の整備・管理については、管理公社への管理委託やPFI等の民間による事業推進を促進する事業方式を積極的に研究・導入します。さらに、本庁・支所等管理施設については、適正な管理と必要に応じた改修を行います。

施策項目	事業内容	主な事業
実効性の高い行政運営の推進	計画の実効性を向上させるため、行政評価制度の導入の研究やスクラップ・アンド・ビルドを基本とした事務事業の見直しを図るなど、総合的かつ計画的な行政運営に努めます。また、質の高い住民サービスを効率的・効果的に提供できるよう、職員の資質向上や計画的な定員管理を図るとともに、市民のニーズに応じた弾力的な人員配置に努めます。	総合計画策定事業(新規) 財政計画策定事業(新規) 行政評価制度運営事業(新規) バランスシート策定事業(新規) 定数管理計画策定事業(新規) 庁舎管理・改修事業 本庁舎駐車場整備事業(新規)
電子自治体の構築	市民サービスの向上と行政運営の効率化を図るために、庁舎内LAN及び本庁・支所・出張所等公共施設間の情報ネットワークの構築を図ります。	行政情報化推進事業(新規/再掲)
ネットワークサインの整備	公共施設等の統一的なサインを整備するために、サイン計画を策定するとともに、それに基づく公共サインの整備を進めます。	サイン計画策定事業(新規/再掲) 公共サイン整備事業(新規/再掲)

【変更】P66,67
第5章 - 7

施策項目	事業内容	主な事業
実効性の高い行政運営の推進	計画の実効性を向上させるため、行政評価制度の導入による の研究やスタラップ・アンド・ビルドを基本とした 事務事業の見直しを図るなど、総合的かつ計画的な行政運営に努めます。また、質の高い住民サービスを効率的・効果的に提供できるよう、職員の資質向上や計画的な定員管理 を図るとともに、市民のニーズに応じた弾力的な人員配置に努めます。	総合機能支所の設置(再掲) 総合計画策定事業(新規) 行政評価制度運営事業(新規) 定数管理計画策定事業(新規) 庁舎管理・改修事業 本庁舎駐車場整備事業(新規) <u>地域情報化推進事業(新規/再掲)</u>
<u>公共施設の整備・管理</u>	<u>管理公社への管理委託や民間事業者、ボランティア、各種団体との連携を図りながら民間活力の積極的な導入を図るとともに、施設の適正な管理・改修を進めます。</u>	<u>庁舎管理・改修事業</u> <u>本庁舎駐車場整備事業(新規)</u>
電子自治体の構築	市民サービスの向上と行政運営の効率化を図るために、庁舎内LAN及び本庁・支所・出張所等公共施設間の情報ネットワークの構築や <u>テレビ会議システムの導入</u> を図ります。	行政情報化推進事業(新規/再掲)
ネットワークサイン*の整備	公共施設等の統一的なサインを整備するために、サイン計画を策定するとともに、それに基づく公共サインの整備を進めます。	サイン計画策定事業(新規/再掲) <u>公共サイン*整備事業(新規/再掲)</u>

.

【追加】P67

第5章 - 7

(4) 健全で安定的な財政運営の推進

多様化する市民ニーズに的確に対応しながらも最少の経費で最大の効果を上げるという基本的な方針に立ち、財政運営の安定化を図るための中・長期的視点に立った財政計画の策定や事業別コストの把握、市民への説明責任の向上を図るための貸借対照表（バランスシート）の作成、財政運営の透明性を高めながら、経費の効率化等を図り、これに基づく予算の適正執行を展開します。

施策項目	事業内容	主な事業
<u>健全で安定的な財政運営の推進</u>	<u>中・長期的な視点に立った財政計画の策定や、貸借対照表の作成など、より透明性が高く、効率的な財政運営に努めます。</u>	<u>財政計画策定事業(新規)</u> <u>バランスシート策定事業(新規)</u>

第 7 章 財政計画

新市の財政計画は、合併後 10 年間の財政運営の指針として、歳入・歳出の項目ごとに現況及び過去の実績、経済情勢、人口推移等を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成したものです。作成に当たっては、合併後の 10 年間及びこれ以降の長期的視野に立った健全な財政運営を堅持することを基本として、調整方針に基づく行政サービス・住民負担の格差是正のための経費、新市まちづくり計画の実施に必要な経費等を反映させるとともに、合併特例債等の国や県の財政支援措置を勘案し作成しています。なお、歳入・歳出の推計内容は次のとおりです。

第7章 財政計画

1. 財政計画の基本的な考え方

新市の財政計画は、合併後10年間の財政運営の指針として、歳入・歳出の項目ごとに現況及び過去の実績、経済情勢、人口推移等を勘案しながら推計し、合併前の川内地区消防組合、西薩衛生処理組合、甑島衛生管理組合を含む普通会計ベースで作成したものです。

~~作成にあたっては、合併後の10年間及びこれ以降の長期的視野に立った健全な財政運営を堅持することを基本として、調整方針に基づく行政サービス・住民負担の格差是正のための経費、新市まちづくり計画の実施に必要な経費等を反映させるとともに、合併特例債等の国や県の財政支援措置を勘案し作成しています。なお、歳入・歳出の推計内容は次のとおりです。~~

作成に当たっては、想定される合併効果等に加え、一般財源の節約に努めながら新市において健全な財政運営が行えるように十分留意しました。また、第5章の基本計画・まちづくり事業計画についても、合併後の新市において、緊急性・効果等を勘案しながら策定していく実施計画等に従い、限られた財源の中で実施することとしています。

この財政計画において、特に留意した点は、以下の通りです。

地方交付税には、国・県等の動向等を考え、過度に見積もることのないように留意しています。

合併特例債は、後年度の返済を考慮して、事業実施可能額約480億円のうち約200億円（約4割程度）を活用するものとしています。

合併効果である行政機構の合理化による、人件費、物件費の削減を見込んでいます。

これらを踏まえ、合併後に新市の一体性の確立や新市全体の均衡ある発展に資するための公共的施設等の整備を行うにあたっては、交付税措置のある「合併特例債」や国の「合併市町村補助金」等を有効活用することによって、一般財源を節約し、より効率的な財政運営を行うこととします。また、合併特例債を活用して積み立てる合併市町村振興基金により、自主的な地区コミュニティ活動及び自治会活動等への支援をしていくこととしています。

なお、合併後も、この計画を一定の指針としながらも、さらに検討を加えながら、堅実な財政運営を基調とした財政推計と調整を進めます。

【当初】P64
第7章 - 2

1 歳入 (単位:百万円)

区分	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	小計
1 地方税	11,776	11,776	11,776	11,776	11,776	11,776	11,776	11,776	11,776	11,776	117,760
2 地方譲与税	580	580	580	580	580	580	580	580	580	580	5,800
3 利子割交付金	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	910
4 地方消費税交付金	985	985	985	985	985	985	985	985	985	985	9,850
5 二ルノ場利用税交付金	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	810
6 自動車取得税交付金	198	198	198	198	198	198	198	198	198	198	1,980
7 地方特例交付金	383	383	383	383	383	383	383	383	383	383	3,830
8 地方交付税	14,934	14,295	14,196	14,023	14,267	13,969	14,004	14,037	14,071	14,046	141,842
9 交通安全対策特別交付金	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	200
10 国有提供交付金	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	60
11 分担金・負担金	769	765	752	752	740	735	727	723	719	714	7,396
12 使用料・手数料	935	935	935	935	935	935	935	935	935	935	9,350
13 国庫支出金	4,552	4,484	4,406	4,111	3,934	3,886	3,831	3,801	3,717	3,672	40,394
14 県支出金	3,481	3,424	3,350	3,312	3,137	2,890	2,825	2,788	2,701	2,650	30,558
15 財産収入	239	239	239	239	239	239	239	239	239	239	2,390
16 寄附金	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	80
17 繰入金	1,483	1,731	1,405	2,240	612	631	97	97	97	97	8,490
18 繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 諸収入	744	744	744	744	744	744	744	744	744	744	7,440
20 地方債	10,025	6,087	5,983	5,913	5,566	4,522	4,453	4,417	4,244	4,182	55,392
歳入合計	51,290	46,832	46,138	46,397	44,302	42,679	41,983	41,909	41,595	41,407	444,532

2 歳出 (単位:百万円)

区分	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	小計
1 人件費	9,683	9,789	9,377	9,480	8,995	9,308	8,700	8,648	8,845	8,606	91,431
2 扶助費	4,535	4,507	4,481	4,449	4,416	4,385	4,370	4,355	4,341	4,326	44,165
3 公債費	7,609	7,535	7,535	7,704	7,985	7,638	7,274	7,319	7,316	7,259	75,174
4 物件費	5,630	5,630	5,630	5,436	5,248	5,066	4,891	4,722	4,559	4,402	51,214
5 維持補修費	698	698	698	698	698	698	698	698	698	698	6,980
6 補助費等	4,403	4,403	4,403	4,403	4,403	4,403	4,403	4,403	4,403	4,403	44,030
7 積立金	4,000	0	0	0	0	0	620	768	881	1,313	7,582
8 繰出金	3,656	3,726	3,836	4,642	3,972	4,022	4,068	4,137	4,193	4,244	40,496
9 投資及び出資金・貸付金	346	346	346	346	346	346	346	346	346	346	3,460
10 普通建設事業費	10,730	10,198	9,832	9,239	8,239	6,813	6,613	6,513	6,013	5,810	80,000
歳出合計	51,290	46,832	46,138	46,397	44,302	42,679	41,983	41,909	41,595	41,407	444,532

【変更】P71
第7章 - 2

区分	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	計
1 地方税	12,013	12,013	12,013	12,041	12,041	12,041	12,041	12,041	12,041	12,041	120,326
2 地方譲与税	580	580	580	580	580	580	580	580	580	580	5,800
3 利子割交付金	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	910
4 地方消費税交付金	965	965	965	965	965	965	965	965	965	965	9,650
5 日小ノ場利用税交付金	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	810
6 自動車取得税交付金	198	198	198	198	198	198	198	198	198	198	1,980
7 地方特別交付金	969	969	969	969	969	969	969	969	969	969	9,690
8 地方交付税	14,934	14,296	14,196	14,029	14,267	19,969	14,004	14,097	14,070	14,046	141,642
9 交通安全対策特別交付金	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	200
10 国有提供交付金	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	60
11 分担金・負担金	747	742	737	730	719	713	707	703	698	693	7,189
12 使用料・手数料	662	662	662	662	662	662	662	662	662	662	6,620
13 国庫支出金	4,485	4,416	4,361	4,046	3,872	3,822	3,771	3,740	3,655	3,610	39,776
14 県支支出金	3,406	3,949	3,302	3,241	3,070	2,819	2,761	2,722	2,655	2,584	29,889
15 財産収入	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	2,400
16 寄附金	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	80
17 繰入金	1,780	1,993	1,723	2,415	581	474	97	97	97	97	9,304
18 繰越金											0
19 雑収入	769	769	769	769	769	769	769	769	769	769	7,690
20 地方債	10,046	6,108	6,001	5,931	5,682	4,537	4,467	4,432	4,268	4,196	55,656
繰入合計	51,724	47,228	46,646	46,740	44,986	42,688	42,161	42,096	41,767	41,578	447,018

(単位:百万円)

区分	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	計
1 人件費	11,255	11,331	11,057	11,003	10,284	10,534	9,851	9,632	9,841	9,359	104,147
2 扶助費	4,535	4,507	4,481	4,449	4,416	4,365	4,370	4,355	4,341	4,326	44,165
3 公債費	7,714	7,632	7,606	7,770	6,086	7,672	7,307	7,555	7,349	7,292	75,759
4 物件費	5,942	5,941	5,941	5,745	5,555	5,970	5,194	5,022	4,855	4,695	54,260
5 維持補修費	722	722	722	722	722	723	723	723	723	723	7,225
6 補助費等	2,559	2,530	2,560	2,559	2,560	2,559	2,560	2,559	2,559	2,559	25,594
7 積立金	4,250	250	250	250	250	250	1,115	1,429	1,533	2,211	11,788
8 繰出金	9,656	9,726	9,696	4,642	9,972	4,022	4,066	4,197	4,193	4,244	40,496
9 投資及び出賃金・貸付金	961	961	961	961	961	960	960	960	960	960	9,606
10 普通建設事業費	10,730	10,188	9,832	9,239	8,239	6,813	6,613	6,513	6,013	5,810	80,000
繰出合計	51,724	47,228	46,646	46,740	44,986	42,688	42,161	42,096	41,767	41,578	447,018

•

【追加】P73,74

第7章

3. 財政計画のまとめ

財政計画の結果について、合併に伴う財政支援措置、合併による合理化効果、合併による新たな投資への対応の3点に分け、整理します。

(1) 合併に伴う財政支援措置

		限度額	活用額(財政計画)
国の支援	臨時的経費に対する財政措置	約24億円	約24億円
	市町村合併補助金	約8億円	約8億円
県の支援	市町村合併特例交付金	10億円	10億円
合併特例債		約480億円	約200億円
計		約522億円	約242億円

合併に伴う経費などについて、国・県からの支援額は約42億円です。

合併特例債は、後年度の返済を考慮し、事業実施可能額の約480億円のうち約200億円(約4割程度)を活用します。

(2) 合併による新たな投資への対応

普通建設事業費は、合併特例債の活用を含み約800億円となり、合併しなかった場合と比較すると約121億円の増額を見込んでいます。これは、新市一体化躍動プラン事業など、合併による新たな投資に取り組むために必要な額です。ただし、新規事業については、事業調査を行った上で、緊急性・効果等を勘案し着手するものとします。

(3) 歳入・歳出の比較

区分		合併しなかった場合	合併した場合	差額
歳入	市税	120,130	120,326	196
	地方交付税	134,686	141,842	7,156
	国県支出金	68,146	69,667	1,521
	市債	45,334	55,555	10,221
	その他	98,864	59,623	39,241
	計	467,160	447,013	20,147
歳出	人件費	111,019	104,147	6,872
	扶助費	41,416	44,165	2,749
	物件費	59,278	54,260	5,018
	その他消費的経費	51,585	32,819	18,766
	普通建設事業費	67,900	80,000	12,100
	公債費	72,577	75,733	3,156
	その他	52,216	55,889	3,673
	計	455,991	447,013	8,978

(単位:百万円)

10カ年累計の人件費は、合併しなかった場合と比較すると約69億円の削減効果を見込んでいます。

物件費は、合併しなかった場合と比較すると約50億円の削減効果を見込んでいます。

扶助費は、今後、福祉分野の経費が増え、約28億円の増額を見込んでいます。

公債費(10カ年累計)は、約32億円の増額を見込んでいます。

新市においては、国・県の財政状況や地方交付税制度の動向を見極めながら、中・長期的視点に立った財政運営を図ります。